

第5章

学生生活について

新入生へ

学
習

UN
IPA

共通

E
J

E
H

E
S

E
K

E
F

E
C

資
格・
教
職

**学
生
生
活**

施

設

就
職・
進
学

学
則・
規
程

そ
の
他

問
答
マ
ニ
ャ

1 学 籍

学生の皆さんは、入学により本学の学生としての身分を取得し、卒業により失いますが、退学または除籍により身分を失う場合もあります。入学後、諸般の事情により退学や休学の許可を得なければならない時には、学生支援センター（学生厚生担当）で次のような手続きをしてください。（いずれも所定の願用紙を使用してください。）

(1) 休学

傷病その他の理由で引き続き3ヶ月以上出席できないときは、休学願を提出し許可を受けてください。傷病による場合は、医師の診断書が必要です。

休学できる期間は許可を受けた年度に限りです。また、休学の申請期間は学期途中から休学する場合でも半期ごと（6ヶ月）ですが、前期の申請時期のみ通年（前期と後期）での休学申請も可能です。なお、特別な事情があると認められた場合は、再休学を許可することがありますが、その場合は再度手続きが必要です。休学期間は在学年数に算入されません。休学は合計3年間まで許可することがあります。

また、休学期間中は在籍料の納入が必要です。（工学部は半期60,000円、工学部第二部については半期30,000円）ただし所定の期日までに願を提出する必要がありますので、詳細は学生支援センター（学生厚生担当）にお問い合わせください。

(2) 復学

休学の理由が消滅したときには、復学願を提出し許可を受けてください。傷病等により休学していた場合は、医師の診断書が必要となります。復学時期は原則として学期の始めとなります。休学して復学する場合、当該学年の正規進級学年次生の学費が適用され、それを納入しなければ復学できません（詳細な手続きは休学満了の時期に通知いたします）。

(3) 退学

傷病その他の理由により退学しようとするときは、退学願（学生証添付）を提出し、許可を受けてください。退学の期日は原則として学期末（前期：9月10日、後期：3月31日）となります。退学願を提出するためには、退学を希望する学期末までの学費を納入していることが必要です。退学を希望する学期末を経過した場合には、次の学期末での退学扱いとなりますが、所定の期日までに願を提出すれば期日を遡って退学とする場合もありますので、詳細は学生支援センター（学生厚生担当）までお問い合わせください。

(4) 除籍

次のいずれかに該当する者は除籍されます。

- ①最長在学年数（8年）を超えた者（編入学・再入学の学生は別途の定めとなります）。
- ②同一学年に通算して4年の在学をこえてなお進級できない者。
- ③休学期間を超えてなお復学しない者。

- ④正当な理由がなく、無届けで、ひき続き3ヵ月以上欠席した者。
 ⑤前期分学費を7月末日までに、後期分学費を1月末日までに納入しない者。
 ※退学・除籍となった方については、一定の要件で再入学できる制度があります。

2 学 費

(1) 納入期限（平成25年度）及び学費振込用紙の発送時期

学部・年次		納入期限		学費振込用紙の発送
		前学期	後学期	
工学部	新入生	(入学手続き時に前学期分学費は納入済)	10月末日	後学期分の振込用紙を7月上旬に発送。
	新入生以外	4月末日	10月末日	4月上旬に1年分(前・後学期の2枚)を発送。
工学部第一部	新入生	6月10日 [単位従量額のみ] (入学手続き時に前学期分単位従量額以外の学費は納入済)	11月10日	履修単位確定後に発送。 前学期:5月下旬頃 (単位従量額のみ) 後学期:10月下旬頃
	新入生以外	6月10日	11月10日	履修単位確定後に発送。 前学期:5月下旬頃 後学期:10月下旬頃

納入期限は金融機関の休日にあたる場合は翌営業日

(2) 納入方法

本学所定の学費等振込用紙にて銀行からお振り込みください。前学期と後学期の年2回払いです。ご事情により、ATMやネットバンキングをご使用される場合は、学籍番号・学生カナ氏名・金額を正確にご入力しお振り込みください。

(3) 「学費等振込用紙」について

- ① 経理部(会計担当)から保証人宛に郵送します。
 - ② 保証人住所及び氏名は、学生支援センター(学生厚生担当)に登録されている内容を記載しています。変更がある場合は学生支援センター(学生厚生担当)にてお手続きください。
 - ③ 保証人以外の宛先を希望される場合は、経理部(会計担当)にてお手続きください。
 - ④ 紛失された場合は、経理部(会計担当)にて再発行の手続きをおとりください。
- ※上記③及び④は、電子メールでのお手続きも可能です。

⇒経理部(会計担当)メールアドレス: gakuhi@jim.dendai.ac.jp

(4) 学費延納

- ① 特別な理由により学費を納期限内に納入できず延納を希望される場合は、納期限までに本学所定の「学費延納願」を提出してください。
- ② 「学費延納願」は、学生本人及び保証人の署名捺印の他、延納理由のご記入が必要です。納期限日までに提出できるよう準備してください。用紙は学生支援センター（学生厚生担当）にて配付します。
- ③ 延納が許可される期間は、前学期は6月末日（工学部第二部生は7月末日）、後学期は12月末日迄です。

(5) その他

- ① 学費が所定の期日を過ぎて未納の場合は学則により除籍となります。
- ② 留年者の学費は当該学年の正規学年次生と同額となります。
- ③ 休学の場合は半期6万円（工学部第二部は3万円）の在籍料がかかります。

学費に関する情報は経理部（会計担当）のホームページにて確認できます。
<http://www.dendai.ac.jp/keiri/kaikei/>

3 転学部・転学科

3-1 工学部生

(1) 転学部

転学部とは工学部から工学部第二部あるいは未来科学部・理工学部・情報環境学部へ移ることをいいます。工学部第二部への転学部は経済的な理由がある場合に限り（成績不良等の場合は許可になりません）。次年度から転学部を希望する学生は、11月末までに、学生支援センター（学生厚生担当）に申し出てください。一定の条件を満たし、また定員に余裕がある場合に選考の上許可することがあります。

(2) 転学科

転学科とは、工学部の他の学科に移ることをいいます。

工学部生が、次年度から転学科を希望する場合は、11月末までに、学生支援センター（学生厚生担当）に申し出てください。正当な理由と定員に余裕がある場合に選考の上許可することがあります。

(3) 単位の認定

編入学者および転学部・転学科者が既修得単位を本学部における単位として認定を希望するときは、掲示により指定された期日までに、単位認定願を工学部・未来科学部事務部（教務担当）へ提出してください。その中から、本学部所定の基準に対応する科目について単位

認定をおこないます。

単位認定科目は、編入学者に対して「R」、転学部・転学科者に対しては「S・A・B・C」で表示されます。但し、認定「R」で表示された科目は、教育職員免許状を取得しようとするとき「教科に関する科目」の単位には20単位までしか算入されません（ただし、何ら教職課程認定を受けていない大学・短期大学から編入学した学生）ので、認定を希望しない者はその旨を工学部・未来科学部事務部（教務担当）へ申し出てください。

(4) 新入学者の既取得単位の認定

大学または短期大学において工学部に入学する前に修得した授業科目の単位（科目等履修生によって修得した単位を含む。）のうち教授会が教育上有益と認めたものは、入学した後の本学部において修得したのものとして（編入学・転入学等の場合を除く）60単位を限度に単位を認定されることがあります。

既取得単位認定希望者は、掲示により案内する指定期日までに、前に在学した大学または短期大学の成績証明書及び当該大学の講義要目を添付して工学部・未来科学部事務部（教務担当）へ願い出てください。

3-2 工学部第二部生

本学工学部第二部では、定員に余裕がある場合に限り、選考の上、3年次又は2年次への入学、及び転学部を許可することがあります。詳細については要項を参照してください。

(1) 本学学部出身者学士入学

本学工学部第二部を卒業した者（当該年度卒業見込者を含む）は、書類審査および面接に合格することにより、工学部第二部3年次もしくは2年次に入学することができます。ただし、卒業した学科と同一の学科への入学はできません。

(2) 転学部

本学工学部第二部（1、2年次）に在学している者を対象に、昼間学部への転学部制度があります。そのためには下記の受験資格が必要となります。選考方法は、学業成績・個別面接・筆記試験（未来・工のみ）の総合判断となります。選考方法や受験資格等については、実施年度により変更する場合がありますので、最新の内容は入試センターで配布する「転学部試験要項」を参照ください。試験要項の配布については、12月中旬に2号館3階掲示板コーナーにおいてお知らせする予定です。

①工学部第二部から未来科学部へ

・工学部第二部1年次在籍者：

36単位以上の単位を取得見込みの者は選考により未来科学部2年次に転学部することができます。志望学科の指定科目の単位を取得していない者は、受験できません。

- ・工学部第二部 2 年次在籍者：

60 単位以上の単位を取得見込みの者は選考により、未来科学部 2 年次に転学部することができます。（建築学科を除き、本人の希望と受入学科の判定により 3 年次に転学部することもあります。）志望学科の指定科目の単位を取得していない者は、受験できません。

②工学部第二部から工学部へ

- ・工学部第二部 1 年次在籍者：

36 単位以上の単位を取得見込みの者は選考により工学部 2 年次に転学部ができます。志望学科の指定科目の単位を取得していない者は、受験できません。

- ・工学部第二部 2 年次在籍者：

60 単位以上の単位を取得見込みの者は選考により、工学部 2 年次への転学部ができます。（本人の希望と受入学科の判定により 3 年次への転学部になることもあります。）志望学科の指定科目の単位を取得していない者は、受験できません。

③工学部第二部から理工学部へ

- ・工学部第二部 1 年次在籍者：

36 単位以上の単位を取得見込みであり、第 1 学年末時点での GPA 順位が、各学科第 1 学年内で上位 10%以内の者は選考により理工学部 2 年次に転学部ができます。

- ・工学部第二部 2 年次在籍者：

68 単位以上の単位を取得見込みであり、工学部第二部第 3 年次への進級条件を満たし、かつ、第 2 学年末時点での GPA 順位が、各学科第 2 学年内で上位 10%以内の者は、選考により理工学部 3 年次に転学部することができます。

④工学部第二部から情報環境学部へ

- ・工学部第二部 1 年次在籍者：

36 単位以上の単位を取得見込みの者は選考により情報環境学部 2 年次に転学部ができます。

- ・工学部第二部 2 年次在籍者：

60 単位以上の単位を取得見込みの者は選考により、情報環境学部 2 年次に転学部ができます。（本人の希望と受入学科の判定により 3 年次への転学部になることもあります。）

【その他】

- ・未来科学部、工学部への転学部を希望する場合、在学中の学業成績が特に優秀な者は、一般の試験によらず推薦により転学部が可能となります。
- ・いずれの学部も、他学部との併願受験はできません。
- ・試験日は、3 月を予定しています。

(3) 転学科

転学科とは工学部第二部の他の学科に移ることをいいます。正当な理由と定員に余裕がある場合、選考の上許可することがあります。次年度から転学科を希望する場合は、11月末までに学生支援センター（学生厚生担当）窓口に出してください。

(4) 単位の認定

工学部第二部への編入学・転学部・転学科・再入学した者に対する既修得単位の認定は、本人の申告にもとづき次のように行なわれます。

		共通教育科目	専門教育科目
編入学	本学短期大学	科目対応にて認定	
	他短期大学 高等専門学校 専修学校専門課程	包括認定	包括認定
学士編入学	工学部 工学部第二部		科目対応にて認定
	他大学		包括認定
転学部		科目対応にて認定	
転学科			
再入学			

認定科目は、編入学者（学士編入学者を含む）に対しては「R」、転学部・転学科・再入学者に対しては「S・A・B・C」で表示されます。

編入学の場合、「R」で表示された科目は、教育職員免許状を取得しようとするとき、教科に関する科目の単位には20単位までしか算入されない（ただし、何ら教職課程認定を受けていない大学、短大から編入学した学生）ので、認定を希望しない者は、その旨を4月末日までに工学部・未来科学部事務局（教務担当）へ申し出てください。

4 新入学者の既修得単位の認定

大学または短期大学において本学に入学する前に修得した授業科目の単位（科目等履修生によって修得した単位を含む。）のうち教授会が教育上有益と認めたものは、入学した後の本学部において修得したものとして（編入学・転入学等の場合を除く）60単位を限度に単位を認定されることがあります。

既修得単位認定希望者は、指定された期日までに、前に在学した大学または短期大学の成績証明書及び当該大学の講義要目を添付して工学部・未来科学部事務局（教務担当）へ願出してください。

5 学生生活への助言・相談

学生生活の中で、教員と接して個人的に指導を受けることは非常に大切なことです。本学では学生と教員の交流には特に留意して、学生アドバイザーと学生相談室の二つの指導・助言制度を設けています。

(1) 学生アドバイザー制度

専任教員が学生アドバイザーとなり、生活や身上について個人的な相談相手となり、適切な指導・助言をする制度です。

たとえば

先生と親しく話がしたい。

勉学上のアドバイスがほしい。

履修方法や授業科目の選択などについて迷っている。

学業成績のことで心配がある。

将来の進路や方針を考えたい。

家計が苦しく、勉学が続けられない。

など、どのようなことでも相談して、有意義な学生生活を送ってください。

学生アドバイザーの一覧は、毎年4月中旬に掲示します。

(2) 学生相談室

カウンセリングセンターとして、学生のあらゆる悩みごとについて相談を受け付けています。

学生相談室は、あらゆる相談に応じ、問題の解決に協力し適切な指針を与えることを目的としています。相談員には専門家があたり、相談の内容については個人の秘密が厳守されています。

たとえば

学校が面白くない。

もっと充実した学生生活を送りたい。

今と違った生き方があるのではないかと迷っている。

誰とも自由につきあえるようになりたい。

自分の性格について知りたい。

自信がなく、なんとなく不安がある。

他人とうまくゆかない。

人とうまく話ができない。

など、どのような相談でもかまいません。

(3) こころとからだのサポート 24

電話等により 24 時間年中無休で、相談を受付けています。

6 留学・海外語学研修

本学では、海外の協定校等での語学研修や留学プログラムに参加することを、推奨しています。3週間程度の語学研修から1年未満の留学までさまざまな形態があるので、事前の準備等も含めて計画的に検討するようにしてください。

(1) 留学・海外語学研修の種類

①英語短期研修

海外協定校にて実施されている英語短期研修プログラムは以下のとおりです。各大学の語学教師による少人数教育であり、所定の成績を修めれば、「海外短期英語研修」の単位として認定されます。

- 1) コロラド大学ボルダー校（米国）：8月に実施（約3週間）、募集は5月頃
- 2) シドニー大学（オーストラリア）：3月に実施（約3週間）、募集は10月頃

②その他の海外語学研修

単位の認定はありませんが、上記に加えて以下の語学研修を実施しています。

- 1) 韓国語研修：大邱大学（韓国）にて、8月に実施（約3週間）、募集は5月頃
- 2) 中国語研修：中原大学（台湾）にて、3月に実施（約3週間）、募集は10月頃

③協定校留学

本学と外国の大学との学生交流協定によって留学する制度です。協定校への留学に関する要望については個別に対応していますので、国際センターに問い合わせをしてください。

④認定校留学

留学希望者本人が外国の大学等から留学または受入れ許可を取り、本学がこれを許可し、留学する制度です。

- * 本学では学生諸君が在学中に海外の大学に留学することを制度として認めています。留学とは外国の大学またはこれに相当する高等教育機関に一定期間在学して教育を受けることを言います。事前に所定の申請手続きを行い留学と認められる必要があり、事前の許可を受けずに渡航したり、大学の正規教育課程以外のコースで学んだりしても、本学からの留学とは認められないので注意すること。

(2) 留学・海外語学研修への参加にあたり

留学や海外語学研修に関する相談については、国際センターで随時対応しています。

①海外語学短期研修

これまでに語学研修の募集要項や参加した学生の報告を国際センターで閲覧できるので、準備にあたってはこれらを参考にしてください。

②留学

長期の留学を希望する場合には、語学力の向上を含めた準備が重要ですので十分に留意してください。特に英語圏に留学する場合は、TOEFL (Test of English as a Foreign Language) の受験とそのスコアカードが必要です。留学先により基準となる点数があり、

それを満たすためには通常半年から1年の準備期間が必要です。

また留学予定先大学等において履修を希望する授業科目や本学の履修などについて、留学前に学科および工学部・未来科学部事務局（教務担当）の履修指導を受けてください。

(3) 国際センターについて

国際センター（千住キャンパス2号館3階 9時～17時）

「国際センター」ではTDUの特色を活かした国際交流の実践に向けて、学生や教職員の人的な交流を進めるために、あるときは留学生の日常的な相談相手として、またあるときは日本人学生の海外留学のお手伝い役として、さまざまな支援を行っています。

国際センター千住ラウンジ（千住キャンパス1号館4階 10時～17時）

「国際センター千住ラウンジ」では、常駐するスタッフに留学や大学生活について相談できるだけでなく、留学生と日本人学生が交流できるスペースを設けています。また、留学生による語学講座（中国語・韓国語）も開催しています。

7 学割証（学生旅客運賃割引証）

(1) 学割証の使用用途（発行条件）

帰省・正課教育・課外活動・就職活動・修学見学等で、遠距離へ乗り物で移動する場合で、乗車区間が片道100km以上ある場合に、学割証が利用できます。

(2) 学割証の申込方法

2号館3階の証明書自動発行機にて取得してください。

(3) 学割証利用上の注意

- ①学割証の使用は、記名本人以外は使用不可（不正使用をすると追徴金が科せられ以後、発行停止になります。）
- ②必ず学生証を携帯してください。
- ③学割証の有効期間は発行日から3ヵ月間です。

(4) 団体旅行

学生団体運賃割引制度は、学生と引率教職員同行で利用できます。

（人数の条件・割引率は、鉄道会社によって異なります）

利用の際は、「学外活動願」とともに「団体旅行申込書」（駅・旅行会社にあり）に必要事項を記入し、学生支援センター（学生厚生担当）に提出してください。

8 自転車駐輪場

* 自転車以外の自動車・バイクでの通学は禁止しています *

(1) 自転車駐輪場

利用希望者は、学生支援センター長の許可を経て、利用料金（年間 10,000 円・半期 6,000 円）を納入し、駐輪場を使用できます。

募集説明会および安全運転講習会は、4月と9月に実施しています。学生支援センター（学生厚生担当）開催 >

説明会の日程は掲示にて連絡しますのでご注意ください。

【駐輪場利用許可条件】

1. 原則として自宅から東京千住キャンパスまでの距離が徒歩 12 分（1,000 m）以上で徒歩 60 分（4,800 m）以内（googleMap ルート計算基準）この条件外の希望者は理由書を添付
2. 規程違反した場合には資格を失うことを誓約する
3. 卒業・退学・除籍者は利用資格を失う
4. 年度途中で駐輪場の利用をやめる場合も、納付済みの利用料金は原則として返金しない
5. 学生支援センター長は無登録自転車を、撤去・処分することができる

万一、自転車駐輪場使用許可を受けた学生以外で、車両通学を続ける学生がいた場合は、学則上の処分（退学・停学・訓告）をおこないますので十分注意してください。

なお、身体障害者手帳を持つ学生等については、別途願い出により特別に許可することがありますので、学生支援センター（学生厚生担当）へ問い合わせてください。

※不法駐輪、駐車の車両等は場合により撤去することがあります。

9 健康管理

充実した学生生活をおくるには、健康が第一に挙げられます。特に若い人たちは、自己の体力を過信して、限界の超えた不規則な生活が元で健康を害する事がありがちです。食事・睡眠・運動のバランスの取れた規則的な生活で、自己管理に努めてください。

(1) 学生相談

学生相談室では、進路、単位などの学業上の問題、不眠、無気力などの精神的な問題、家族、友人とのトラブルなど様々な悩みについて、臨床心理士の資格をもったカウンセラーが

相談に応じています。一人で考えても、解決が見つからない時は、抱え込まずに、気軽に相談室を利用してください。相談内容に関しては、担当者以外にもれることはありません。

場所は、2号館3階、健康相談室の隣です。

開室時間 月曜～金曜

(曜日によって担当者、開室時間は違います。HP、パンフレットなどで確認してください。)

予約は電話、あるいは、メールで受け付けています。

電話番号 03 - 5284 - 5346

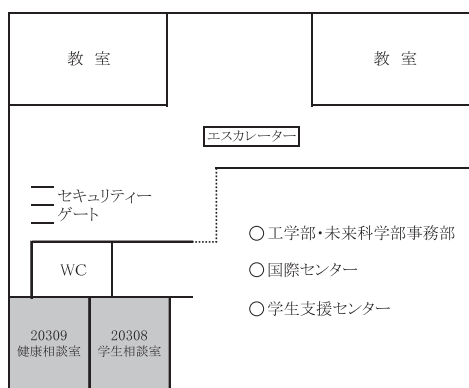
メールアドレス ko-gakuso@cck.dendai.ac.jp

(2) 健康相談

授業中や課外活動中など学内で気分が悪くなったり、思わぬケガをした時は、すぐに健康相談室に来室してください。健康相談室では、校医の指導のもとに看護師の資格をもったものがそれぞれの応急の処置にあたっています。また、必要時、近隣の医療機関を紹介いたします。

また、平常の健康相談にも応じています。身長計、体重計のほか自動血圧計や体脂肪計等も設置して、自由に利用できますので、お気軽に来室してください。

<2号館3階>



* 事務室自動ドア入口から入って奥

(3) 健康保険証について

一部の健康保険証は、ひとり1枚のカードになっています。携帯しやすくなると、便利な反面、紛失しやすくなりますので、注意してください。

一家に1枚しか保険証が発行されていない場合、親元を離れて生活を始める学生は、急な受診に備えて、「遠隔地被扶養者健康保険証」を用意してください。必要書類(手続き)等は加入している健康保険の発行者に問い合わせてください。

(4) 健康診断

① 定期健康診断

毎年4月に、全学生を対象とした定期健康診断を実施しています。これは法に基づいたもので、学校が集団生活の場である事と、疾病の予防、早期発見を目的としています。受診しない場合、就職や進学、アルバイト等で健康診断証明書を必要とした時に発行されない他、体育実技の授業、英語短期研修、その他の実習等の参加にも影響します。

必ず受診してください。

〔定期健康診断実施項目〕

- ①胸部X線間接撮影、②身体計測（身長、体重、視力）
- ③内科診察、④尿検査、⑤血圧（一部の学生）

②その他の健康診断

クラブ検診：体育系のクラブに所属して、練習や大会・合宿等に参加する学生（4年生やマネージャーも含む）を対象に実施します。詳しい日時はクラブの代表を通じて連絡しますので、必ず受診してください。

<実施項目> 問診、血圧測定、心電図検査

③健康診断証明書

学生証を用いて、証明書自動発行機にて発行されます。

料金：1通 200円

(5) 保険制度

①学生教育研究災害傷害保険（学研災）

「学生教育研究災害傷害保険」(学研災)は、正課および課外活動中または通学途中などに発生した不慮の災害事故により身体に傷害を被った者を救済する制度です。

入学手続き時に修業年限分の保険料を納入し、全員が加入者です。この保険の窓口は学生支援センター（学生厚生担当）です。学内外を問わず、事故にあったときは、必ず連絡してください。所定の保険期間（修業年限分）の切れた者は、窓口で1年間分の保険料を納入し再加入をしてください。（任意）

（*入学時配布「学生教育研究災害傷害保険のしおり」参照）

●保険金の種類・金額（平成23年度以降の場合）

	保険金額		死亡	後遺障害	医療	入院 (日額)
	担保範囲					
学研災 2,000万円 コース	正課中 学校行事中	2,000万円		90万～3,000万円	0.3万～30万円	4,000円
	上記以外で学校施設内にいる間	1,000万円		45万円～1,500万円	3万円～30万円	
	学校施設外での課外活動中	1,000万円		45万円～1,500万円	3万円～30万円	
通学特約	「通学中」 「学校施設等と相互間の移動中」	1,000万円		45万円～1,500万円	0.6万～30万円	

(注) 1) 医療保険金は、平常の生活ができるようになるまでの治療日数に応じて異なります。

- 2) 正課・学校行事中の事故は実治療日数（実際に入院または通院した日数）が、1日目から支払われます。また、上記以外の学校施設内にいる間の事故、課外活動中の事故は、実治療日数が14日以上、移動中の事故は、実治療日数が4日以上の場合に支払われます。

◎保険料・保険期間（学生教育研究災害傷害保険＋通学中等傷害危険担保特約）

保険期間	保険料適用区分	
	昼間部	夜間部
1年間	1,000円	450円
2年間	1,750円	750円
3年間	2,600円	1,100円
4年間	3,300円	1,400円

- (注) 1) 保険期間は所定の修業年限です。
 2) 保険期間の切れた者（留年・休学者）は、保険料を納入し再加入してください。
 3) 詳細は、学生教育研究災害傷害保険のしおり参照のこと。

②学研災付帯賠償責任保険（学研賠）

学外機関での研究期間中、正課、学校行事中、およびその往復で、偶然に他人へケガや、財物の損壊したことにより被る法律上の損害を補償する制度です。

この保険は任意加入で学外の研究機関に実習へ行く際には、学生支援センター（学生厚生担当）で手続きを行ってください。また申し込みは学生教育研究災害傷害保険（学研災）の加入が義務付けられています。

●保険金の種類・金額

賠償責任保険概要		活動内容
		正課、学校行事およびその往復
補償内容	対人賠償	1事故1億円限度
	対物補償	

- (注) 学外での実習先決定後、学生支援センター（学生厚生担当）で加入の手続きを行ってください。
 (* 詳細は学研災付帯賠償責任保険のしおり（加入時に配付）を参照のこと）

◎保険料・保険期間

保険料（1年間）	340円
----------	------

- (注) 保険期間は4月1日～翌年3月31日（1年間）

③ インターンシップ・教職資格活動等賠償責任保険（インターン賠）

学生が在学中に自らの専攻や将来のキャリアに関連した企業等での就業体験（インターンシップ）中や教育実習期間中、ボランティア活動中およびその往復で、他人へケガを負わせたり、財物を損壊により被る法律上の損害を補償する制度です。

任意加入制でインターンシップは、学生支援センター（キャリア支援・就職担当）、教育実習は学生支援センター（学生厚生担当）で手続きをしてください。また申し込みは学生教育研究災害傷害保険（学研災）の加入が義務付けられております。

● 保険金の種類・金額

賠償責任保険の概要		活動内容
		インターンシップ、教育実習、ボランティア活動およびその往復
補償内容	対人賠償	1 事故 1 億円限度
	対物補償	

（注）インターンシップ受入企業決定後、学生支援センター（キャリア支援・就職担当）で加入の手続きを行ってください。

（* 詳細は「学研災付帯賠償責任保険のしおり」（加入時に配布）を参照のこと）

◎ 保険料・保険期間

保険料（1 年間）	210 円
-----------	-------

（注）保険期間は 4 月 1 日～翌年 3 月 31 日（1 年間）

10 奨学金制度

奨学金制度は教育の機会均等の精神に基づき、日本学生支援機構をはじめ各種の団体により設けられており、学業成績・人物ともに優秀であって経済的に困窮している学生に対して奨学金を貸与または給付するものです。

奨学金関係の事務は学生支援センター（学生厚生担当）で扱っています。募集をはじめ奨学金関係の連絡はすべて UNIPA で主におこないますので、見落とすことのないよう十分注意してください。なお、家庭の経済事情の急変などのため奨学金を希望する者は、随時、相談してください。

主な奨学金制度には次のものがあります。

(1) 特別奨学金（本学独自）

故桜井虎三郎氏の遺志により、桜井家からの寄付金および学校法人東京電機大学からの積

立金を基金として設立された奨学金です。学業成績・人物ともに優秀な本学学生で、経済的理由により修学困難な者に対して給付されます。

資 格	本学部の2～4年に在学し、人物優秀で学業成績優秀、かつ学費支弁が困難な者
給付額	学費の一部または全額（平成24年度：28万円）
給付期間	1年
募集時期	5～6月
採用者数	工学部7名、未来科学部5名、工学部第二部2名、理工学部8名、情報環境学部3名（平成24年度）

(2) 東京電機大学学生救済奨学金（本学独自）

保証人（家計支持者）の経済的な理由で学費の支払いが困難となり、学業半ばにして学業継続を断念せざるを得ない学生に対して奨学金を貸与し、学業継続の機会を与えるものです。在籍期間中1回に限り貸与されます。

資 格	大学院・学部在籍する学生
貸与額	学費の1/2相当額
募集時期	4月と9月の年2回
採用者数	19名（平成24年度）
返 還	無利子・卒業後5年間

(3) 東京電機大学学生支援奨学金（本学独自）

本学主催の海外英語短期研修への参加および高額な教育装置の購入など自己資質向上を目的とする学生に対して、支援奨学金を貸与することにより、学生の学業・学生生活を支援するものです。在学期間中1回に限り貸与されます。

資 格	大学院・学部在学する学生
貸与額	30万円以内にて査定
募集時期	主として4月と9月の年2回
採用者数	15名（平成24年度）
返 還	無利子・最長卒業後5年間

(4) 東京電機大学学生応急奨学金（本学独自）

本学への特定の寄付金をもって設置された奨学金です。本学の学生で人物優秀にして学業成績良好であり、かつ家計の急変により学費の支弁が困難な者に対して給付されます。

資 格	学部にて在学し、人物優秀で学業成績優秀、かつ学費支弁が困難な者
給 付 額	50万円の範囲内で決定
募集時期	定期的な募集は行っておりません。1年以内に家計急変があり学費支弁が困難な者で、他奨学金の貸与状況・家計急変状況・学費延納状況等から総合的に判断し、応急奨学金の趣旨に相応しい人物を採用します。
採用者数	1名（平成24年度実績）

(5) 東京電機大学校友会・新電気奨学金（本学独自）

東京電機大学校友会が昭和59年度より設立した奨学金で、家庭の経済的事項の急変により学業継続が困難な学生に対して在籍期間中1回に限り奨学金が貸与されます。

資 格	本学学生
貸 与 額	1回に納入する学費等の相当額。卒業後5年間で返還（無利子）
募集時期	随時。但し、学費に充当するため、学費納入期限以前に応募することが望ましい。
採用者数	工学部2名、理工学部1名（平成24年度）

(6) 日本学生支援機構による奨学金

優秀な学生で経済的理由のため修学困難な者に対して貸与される奨学金で、「第一種奨学金（無利子）」と「第二種奨学金（有利子）」とがあります。

【第一種奨学金】（無利子）

成績基準	1年次生については、高等学校での評定平均値が3.5以上であること。 2年次生以上については、クラスの上位1/3以内の成績であること。
貸 与 額	自宅：30,000円 または 54,000円 自宅外：30,000円 または 64,000円（平成24年度）
貸与期間	最短修業年限（4年）の終期まで。 ※奨学生として適格性を失ったときは、奨学金貸与が停止または取消される場合があります。
募集時期	原則として4月上旬の1回限り

【第二種】（有利子）

成績基準	本人が奨学金借用にあたって適確な意識をもっていること
貸 与 額	3万円・5万円・8万円・10万円・12万円の中から選択（平成24年度）
貸与期間	最短修業年限（4年）の終期まで。 ※奨学生として適格性を失ったときは、奨学金貸与が停止または取消される場合があります。
募集時期	原則として4月上旬の1回限り

* 併用貸与……第一種奨学金の貸与のみでは学業継続が困難な者に対しては、第二種奨学金をあわせて貸与することがあります。

平成 24 年度 本学 日本学生支援機構奨学生数

	第一種	第二種	計
工学部・工学部第一部	304	782	1086
未来科学部	167	440	607
工学部第二部	74	221	295
理工学部	254	936	1190
情報環境学部	103	353	456
計	902	2732	3634

(7) 各種団体による奨学金

地方公共団体、その他民間育英団体の奨学金が各種あります。詳しい内容は、募集の依頼があり次第掲示でお知らせします。ほとんどの奨学金が4月～5月上旬に募集を行いますので、掲示を見逃さないように注意してください。このほかに大学を通さずに募集される場合もありますので、直接地方公共団体等に問い合わせることも必要です。

新入生へ
学
習
UN
IPA
共通
EJ
EH
ES
EK
EF
EC
資格・教職
学生生活
施
設
就職・進学
学則・規程
その他
問合せマップ

大学に前年度募集依頼のあった地方公共団体・民間育英団体（抜粋）

平成 24 年度（単位：円）

名 称	貸給	月 額	出 願 資 格
福 島 県	貸与	40,000	県内に居住する者の子女
茨 城 県	貸与	自宅外 自 宅 40,000 36,000	県内に居住する者の子女
石 川 県	貸与	44,000	県内に居住する者の子女
新 潟 県	貸与	51,000	県内に居住する子弟
山 口 県	貸与	52,000	県内に居住する者の子女
宮 崎 県	貸与	自 宅 自宅外 53,000 63,000	県内に居住する者の子女
大 田 区	貸与	44,000	大田区に居住する者の子女
(財)前澤育英財団	給付	30,000	新 1 年次生で東京都民の子女または東京都に居住している者
池田育英会トラスト	給付	17,000	愛媛県内の高校を卒業している 2 年生以上の者
(財)交通遺児育英会	貸与	40,000 ~ 60,000	交通遺児、保護者に重度の後遺障害がある者
あしなが育英会	貸与	40,000	保護者が病気又は災害により死亡したり、重度の後遺障害がある者
(財)中村積善会	給付	40,000	他の奨学金を受けていない者
(財)日揮・実吉奨学金	給付	300,000（年額）	人物・学力共に優秀な者
(財)関育英奨学会	貸与	30,000	2 年次生で学業・人物ともに優秀な者
(財)守谷育英会	給付	100,000	学力優秀・心身共に健全な者
(財)中部奨学金	貸与	35,000	人物・学業共に優秀な者
(財)オーティオテクニカ奨学金	給付	20,000	東京都内に在住し、2 年次以上で年に 1 回奨学生 の集いに出席できる者
(財)フジール教育振興財団	給付	50,000	応用化学・機械工学・電気電子工学を学ぶ者、 パッケージに興味のある者
(財)信濃育英会	給付	300,000（年額）	ボランティア等あらゆる分野の活動を通じて明 るい社会を築くために貢献している者
本多静六博士奨学金	貸与	30,000	高校在学時に埼玉県内に在住した者
(財)起業家支援財団	給付	30,000	起業家を目指す学生
(財)川本奨学財団	給付	25,000	学業優秀・品行方正な者

11 短期貸付金制度

短期貸付金制度は、みなさんが緊急に金銭を必要とする場合に貸付をする制度で、学生支援センター（学生厚生担当）で取り扱っています。

この貸付制度は、同窓会の先輩の皆さんが設けた東京電機大学同窓会助け合い基金をもって運用されています。

貸付金額 10,000 円以内

貸付期間 1 カ月以内

12 下宿・貸間の紹介

東京千住キャンパスでは直接斡旋はしておりませんが、大学生協等で取扱業者の案内をしております。

13 課外活動

大学の課外活動の目的は、団体の活動に参加することによって、自主性を養い、協調精神を身につけ秩序を知り、自己の人間形成に役立てることにあります。しかし、課外活動に必要な以上のエネルギーを費やし学生の本分である勉学がおろそかになるようであってはなりません。みなさんは、課外活動のこの趣旨目的を十分に把握した上で各自の個性に合った団体を選び意義ある学生生活を過してください。

課外活動をおこなう上での諸手続遵守事項の概要は次の通りですが、詳しくは「学生生活についての規定」を参照してください。

(1) 学外活動をおこなう場合

学生の団体が学外で活動する場合は、「学外活動要領」に基づき学生支援センター（学生厚生担当）備えつけの「学外活動願」に記入の上、活動開始の2週間前までに学生支援センター（学生厚生担当）に届け出なければなりません。学外活動終了後はすみやかに「学外活動報告書」を提出してください。

(2) 学内集会をおこなう場合

学生の団体が学内で集会をおこなう場合は、「学内集会要領」に基づき学生支援センター（学生厚生担当）に備えつけの「学内集会願」に記入の上、東京千住キャンパスで集会をおこなう場合は学生支援センター（学生厚生担当）に、千葉ニュータウンキャンパスで集会をおこなう場合は原則として情報環境学部事務部に届け出なければなりません。ただし、学生支援センター（学生厚生担当）の窓口でも千葉ニュータウンキャンパスでの集会を申し込むことができます。

14 アルバイト

本学ではアルバイトを希望する学生にその紹介をおこなっております。しかし学生の本分である学業が疎かになってはなりません。教育的配慮と事故防止の観点から時期と職種を制限しています。

(1) 取扱窓口 及び 求人票公開

2号館3階学生支援センター（キャリア支援・就職担当）

(2) 時期の制限

通常授業が行われている期間は紹介しません（家庭教師・塾講師のみ随時紹介）。ただし長期休業中（夏季・冬季・春季）は紹介いたします。

学業に支障がないことが原則です。

(3) 職種の制限

制限職種一覧表を参照してください。

(4) 申込方法

掲示されている求人票に連絡先が記載されているので、直接求人先に応募してください。なお、採否結果は必ず学生支援センター（キャリア支援・就職担当）に申し出てください。

(5) 勤務上の注意

- ①労働内容、条件などが求人票に記載されている内容と著しく異なる場合には、学生支援センター（キャリア支援・就職担当）に申し出てください。
- ②病気、急用、その他突発的な理由で遅刻・欠勤などする場合には、必ず勤務先へ連絡してください。安易な行動は勤務先へ多大な迷惑をかけるばかりでなく、自分の信用を落とすこととなりますので特に注意してください。

(6) 学生アルバイト情報ネットワークの利用について

WEB上で「学生アルバイト情報ネットワーク」を利用し、アルバイト求人情報を取得できます。下記のHPより、ログインIDとパスワードを取得して利用してください。

尚、当システムによる紹介の場合、職種の制限や、問い合わせ先が異なりますので、ご注意ください。詳しくは、下記URLを参照してください。

【学生アルバイト情報ネットワーク】 <https://www.aines.net/dendai>

〔制限職種一覧表〕

	具 体 例	理 由 及 び 参 考 事 項
危険を伴うもの	●プレス、ボール盤、旋盤、裁断機など自動機械の操作	危険事故が伴う。 (例外…理工系でその専攻に役立つもの)
	●高電圧、高圧ガス等危険物の取扱い(助手も含む)	免許を必要とし、高度の危険度がある。
	●自動車、単車の運転、自転車による重量物(30kg以上)の配達	最近の厳しい交通状況から危険度も高く、また事故を起こした場合の経済的・精神的負担が重すぎ刑事責任まで負うことになる。
	●線路内や交通頻繁な路上での作業(測量、白線引き、交通整理)	
	●土木・水道工事現場作業	
	●建築中の現場作業、建物倒壊、残材片付作業	落下物・転落等の危険度が大きい(内装工事は除く)。
	●2階以上の高所での屋外作業(硝子ふき、器具取り付け等)	
	●ヘルメット着用が必要とされる作業	
	●警備員	会場整理、誘導、受付は除く。
	害なもの 人体に有害なもの	●農薬、劇薬など有害な薬物の扱い(メッキ作業、白蟻駆除等)
●特に高温度・低温度の作業		
●塵埃、粉末、有害ガス、騒音等の著しい中での作業		
法令に違反するもの	●労働争議に介入するおそれのあるもの	職業安定法 20 条参照
	●営利職業斡旋業者への仲介あっ旋	職業安定法の趣旨(雇用関係の成立の斡旋)に反する。
	●マルチ・ネズミ講商法に関するもの	無限連鎖講の防止に関する法律参照
	●出来高払(一定額の賃金の保証のないもの)	労働基準法 27 条参照
	●募集・採用の対象を男性のみ又は女性のみとするもの	男女雇用機会均等法参照
	●募集・採用の人数を男女別に設定するもの	
	●募集・採用に当たり、性別により異なる条件を付すもの	

新
入
生
へ

学
習

U
N
I
P
A

共
通

E
J

E
H

E
S

E
K

E
F

E
C

資
格
・
教
職

学
生
生
活

施
設

就
職
・
進
学

学
則
・
規
程

そ
の
他

関
連
セ
ミ
ナ
ー

	具 体 例	理 由 及 び 参 考 事 項
教育的に好ましくないもの	●街頭でのチラシ配り、ポスター貼り	内容的に問題があったり、無許可の場合が多い。
	●不特定多数を対象とした街頭や訪問による調査	相手側の了解が得られない場合が多く、トラブルの原因となることが多い。
	●訪問販売、勧誘、専門におこなう集金	
	●競馬、競輪場等、ギャンブル場内の現場作業	
	●バー、キャバレー、マージャン、パチンコなどの風俗営業の現場作業、長期継続の深夜作業	
	●夜間作業	
	●選挙の応援に関する一切の業務	大学としては特定の政党や候補者を応援することは望ましくない。
	●スパイ行為、興信所業務に類する調査	
望ましくない求人	●人命にかかわることが予想される業務	水泳指導員、監視員、ベビーシッター等
	●労働条件が不明確なもの	賃金、時間、場所、労働内容、支払方法等に関することが明示されていないもの。登録制によるもの。
	●人員の限定を条件とするもの	例えば 10 人中 1 人でもかけると他の 9 人を不採用とするようなもの。
	●学生を紹介しても採否の連絡が無かったり、正当な理由なく採用されないことがしばしばくり返されるもの	
	●各大学の判断により好ましくないもの	

15 校 友 会

みなさんが学生生活を送る中で、校友会・同窓会という言葉を目にする機会が多々あると思います。ここではその校友会・同窓会活動について紹介します。

(1) 校友会と在学生とのかかわり

校友会を卒業生の親睦団体と考えている方も多いと思いますが、本学園と連携し、在学生のみなさんへ支援を行っております。学園祭等の全体行事援助、奨学金貸与、クラブ活動への補助など、積極的な支援活動を展開しています。

(2) 校友会組織と活動

現在、校友会には各校（大学、中学校・高等学校）の同窓会、各県支部（みなさんの出身地にもあります）や企業内同窓会（電機会といいます）があります。将来、これら支部組織が就職活動等でみなさんの力になることと思います。

また、卒業生情報の管理や会誌「工学情報」の編集・発行など、在学生や卒業生のための活動を積極的に展開しております。

(3) 東京電機大学校友会新電気奨学金

この制度は一般の奨学金のように期間を設けて募集するのではなく、学生本人または保証人の事情により学費等校納金の支払いに困難な状態が生じた時、申請により校友会が立て替えるものです。

希望者は下記の要件を確認した上で、学生アドバイザーあるいは学生支援センター（学生厚生担当）に相談してください。

貸与額：学費（授業料及びこれと同時に納付する金員を含む）の 1/2 相当額

返 還：卒業後半年据え置いた後、5 年間で年賦・半年賦・月賦による元本均等返済（一括返済可・無利息）

(4) 大学同窓会の活動

学園の諸活動と密接な関係のある大学同窓会は、卒業後のクラス会の開催はもとより、在学生のクラブ活動や諸行事にも校友会本部と一体となって活動しています。これらの活動を支えている卒業生は大学院・大学・短大で約 11 万名に達しております。

大学同窓会では学園と協力して“就職セミナー”を開催しており、産業界で活躍している先輩による就職進路相談は就活生に好評です。また年に 1 度、卒業生と在学生との交流行事“OB 交歓会”を各キャンパスで開催し、優秀な学生団体に丹羽賞、同窓会奨励賞を授与しております。

①丹羽賞

初代学長の故丹羽保次郎先生が、生前同窓会に寄せられた基金を基に創設されたもの

新入生へ
学
習
UNI PA
共 通
E J
E H
E S
E K
E F
E C
資格・教職
学生生活
施 設
就職・進学
学則・規程
その他
問合せ・リンク

で、在学会員（在学生）のクラブ活動の育成援助を目的とし、過去 1 年間に優秀な成績をあげた学生団体に与えられます。

②同窓会奨励賞

昭和 60 年度より設けられた賞で、丹羽賞の対象にはならないが、地道に着実な活動を続けている団体を応援する目的で贈られます。

(5) 校友会を訪ねてください

校友会は、東京千住キャンパス 1 号館 2 階にあります。在学中に先輩のこと、出身地の校友会支部のこと等、知りたいことがありましたらお気軽にご相談ください。

(案内図は p305 参照)

一般社団法人 東京電機大学校友会

〒120-8551 東京都足立区千住旭町 5 番 東京電機大学東京千住キャンパス 1 号館 2 階

TEL : 03-5284-5140 E-mail : kouyukai@jim.dendai.ac.jp

FAX : 03-5284-5187 URL : <http://www.tduaa.or.jp/koyu/>

業務時間 9:00 ~ 17:00

STOP! HARASSMENT

ハラスメント防止宣言

東京電機大学は、個人の人格と人権が尊重され、それぞれの能力が最大限に発揮されるような、自由な学問と教育の場であることをめざしています。

そのためには、学生等が教育・研究などの諸活動を相互信頼のもとに進められるよう、安全で快適な環境を整えていくことが重要であると考えています。

人間関係において相手を対等な関係と見ることなく、差別したり、性的な対象として心理的、身体的に傷つけたりすることはあってはならないことです。

しかし不測の事態に備え、ハラスメント相談受付窓口を設け、相談内容に応じてハラスメント対策委員会委員長が、適切なハラスメント相談員を紹介あるいはハラスメント調査委員会を組織して事実関係を調査するなど、ハラスメントの防止に取り組むことを宣言します。

平成16年4月1日宣言



TDU 東京電機大学
TOKYO DENKI UNIVERSITY

東京千住キャンパス
ハラスメント対策委員会

ハラスメント相談受付窓口

ハラスメントに少しでも悩んでいたら、一人で悩まず、ハラスメント相談受付窓口を利用してください。

詳細は専用パンフレットで確認してください。

* What's HARASSMENT? *

「ハラスメント」とは、相手に不快感や脅威を感じさせる不適切な言動のことを意味します。

教職員と学生、サークルやゼミの先輩と後輩など立場を利用したものだけでなく、同級生同士でも相手が不快に感じる言動は「ハラスメント」になります。



* セクシュアル・ハラスメントとは *

相手の意に反して行われる性的な内容の発言や行動を意味します。

- 性的な関係・交際・行為を強要する
- 身体に触れる
- 身体的特徴について話題にしたり、視線を浴びせたりする
- 性的な話題を聞かせたり、あるいは聞き出そうとする

基本的には「対価型」と「環境型」の2つに分けられます。

対 価 型

対価型とは、強い立場を利用して相手の処遇に便宜を図る対価として性的要求をしたり、弱い立場の人がそれを拒否した場合、その人を不利な状態に陥らせたりするものを言います。

- 成績評価や指導面、処遇面などの条件に性的関係を迫る。
- 酒席や交際を断られたこと等を理由に成績評価や指導面、処遇面などについて不当な扱いをする。

環 境 型

環境型とは、周囲の人が不快になるような性に関する文書・写真を掲示したり、言葉や行為などによって環境を悪化させることを言います。

- 卑わいな冗談を言ったり、異性の差別的発言をする。性的な噂を流したり、個人的な性的体験談を話したり、聞いたりする。
- ノードポスターやわいせつ図画等を掲示、配布したり、パソコン等に卑わいな画像を表示する。

これは、セクハラ!

- 相手の身体を上から下までジロジロ見つめる。
- 相手の髪・肩・背中・腰など身体を不必要に触る。
- 相手のスリーサイズを聞く、身体的特徴を話題にする。
- 異性との仲を噂する。
- 講義中に教員が卑わいな発言や、差別的な発言をする。
- コンパの席で男性教員（先輩）の横に女子学生を必ず座らせ、お酌をさせる。
- 食事やデートにしつこく誘う。性的な内容の電話をかけたり、手紙やメールを送る。

これもセクハラかも・・・

- 挨拶代わりに毎日、肩をたたく。
- 「男のくせに根性がない」、「お茶を入れるのは女の仕事」、成人に対して「男の子・女の子」、「おじさん・おばさん」など人格を認めないような呼び方をする。
- 「いいプロポーションだね」、「ミニスカートが魅力的だね」と言う。
- 「何で結婚しないの?」、「子供はまだなの?」と聞く。

アカデミック・ハラスメントとは*

教育・研究の場における権力を利用した嫌がらせ、差別、人格を傷つける発言などを指します。



これはアカハラ！

- 卑わいな発言に抗議したら、「冗談の通じないやつには単位をやらない」と言われた。
- 「お前はやっぱりダメだ」と言って指導を放棄された。
- 「大学をやめろ」とか「卒業させない」と必要以上に何度も言われた。
- 同じ研究チームなのに、理由もなくはずされたり、理由もなく論文著者名の変更などされた。

大切なのは相手の判断

あくまでも相手の受け止め方によるものであり、言動を受けた者が不快に思うかどうかによって判断されます。拒否または、服従したかどうかは問題になりません。

もし、あなた自身がハラスメントを受けていると感じたら*

- 勇気をもって、「NO」の意思表示をしましょう。相手に言葉ではっきり伝えることが大切です。
- 誰から、いつ、どのような被害を受けたかなど、できるだけ詳しく記録しておきましょう。
- 信頼できる周囲の人に相談しましょう。

ハラスメントの現場に居合わせたなら*

周りの人にも
できることがあります

- 自分の周囲で被害にあっている人がいたら、毅然として「いけない」とはっきり言いましょう。
- 被害にあっている人の相談にのりましょう。必要な場合は証人になることもできます。
- 解決が難しいと感じた場合は、ハラスメント相談受付窓口に行くように勧めたり、必要に応じて同行しましょう。

加害者にならないために*



私たちは、誰でもハラスメントの被害者になる可能性があると同時に、加害者になる可能性もあります。自分でも気がつかないうちに相手に不快な思いをさせたり、相手の心をひどく傷つけているケースも多々あります。その場合、必ずしも相手が不快の念を表明するとは限りません。対等でない立場にいる場合、相手に遠慮して話せない心理状態に追い込まれていることも考えられます。

ハラスメントを起こさないために、日頃から相手の気持ちを気遣うように心がけ、日々の自らの言動をチェックし、お互いを尊重し、認め合う関係を築くよう心がけることが大切です。

新入生へ
学 習
UNIPPA
共通
EJ
EH
ES
EK
EF
EC
資格・教職
学生生活
施 設
就職・進学
学則・規程
その他
問合せ・リンク

第6章 各種施設について

新入生へ

学
習

UN
IPA

共通

E
J

E
H

E
S

E
K

E
F

E
C

資
格・
教
職

学
生
生
活

**施
設**

就
職・
進
学

学
則・
規
程

そ
の
他

問
答
マ
ニ
ャ

1 東京千住キャンパス 開館時間

東京千住キャンパスの開館時間は以下の通りです。

	平日（土曜日も含む）	祝休日
1号館	7:30～22:30	終日閉扉
2号館		
3号館		
4号館		
東京千住アネックス	7:30～21:00	

※ 休業期間中および各種行事日等においては、別に指示します。

2 厚生施設・運動施設

(1) I街区仮設テニスコート（1号館南側）

体育の授業以外の下記時間帯に利用できます。利用申請は、利用日前日または当日の窓口時間内に受付けます。学生支援センター（学生厚生担当）のカウンターにあるテニスコート使用状況表を確認の上、テニスコート利用願を提出し、許可を受けてください。

●利用条件

テニス道具一式（ラケット・ボール・シューズ等）を各自で持参してください。

●利用可能時間

月～土曜日（祝祭日除く） 9:00～18:00 ※1グループ一日あたり最長2時間まで

(2) トレーニングルーム（3号館2階）

体育の授業以外の下記時間帯に利用できます。利用申請は、別途 UNIPA にて連絡します。

●利用可能時間 月～土曜日（祝祭日除く） 9:00～21:00

(3) ランニングコース（1周100m、2号館屋上）

●利用可能時間 月～土曜日（祝祭日除く） 9:00～17:00

※体育館及び千住アネックステニスコートは、一般学生には開放していません。

3 学生食堂と売店について

(1) 学生食堂

3号館2階とM2階に学生食堂があります。

2階では定食類、M2階では麺・丼ものを中心に販売しています。

また、1階では温かいお弁当も販売しています。

【営業時間】 月～金 2階 8:00～20:00

M2階 11:00～14:00

土曜 2階 11:00～15:00

※夏季・冬季休業期間中は別途定めます。

(2) 売店

3号館3階に売店があります。

菓子類やドリンク、書籍、文具等の販売を行なっています。

また、貸しロッカーの年間貸出も行なっています。

【営業時間】 月～金 8:30～19:50

土曜 11:30～18:30

※夏季・冬季休業期間中は別途定めます。

(3) その他飲食物の販売

・各号館各所にドリンクの自動販売機を設置しています。

・3号館1階ではパン屋の出店も行なわれています。

4 総合メディアセンター

総合メディアセンターでは、学生と教職員の教育・研究活動のために、学園全体にさまざまなサービスを提供しています。総合メディアセンターのサービスは、東京千住キャンパスはもとより、埼玉鳩山キャンパス（理工学部）、千葉ニュータウンキャンパス（情報環境学部）でも1つのIDとパスワードで利用することができます。

学生証

図書資料の貸出、コンピュータの利用（印刷）、入退室管理、閲覧席の利用など、総合メディアセンターのサービスを利用するときに必要です。学内では必ず学生証を首から下げるようにしてください。

パスワード

パスワードは、総合メディアセンターの各種サービスとポータルサイト（DENDAI-UNIPA）を利用するための大切な鍵であり、他人に乱用されるなどの悪用を防ぐ鍵です。個人データとシステムを守るために初期パスワードは必ず変更してください。推測されやすいパスワードは危険ですので、他人に判らず、自分が忘れないものにしましょう。また、ときどき変更してください。

利用上の注意

- 環境保持のため、施設内に飲食物を持ち込むこと・喫煙は堅くお断りします。
※ただし、一部の施設内では、蓋のできる密閉容器に入った飲み物に限り、持込みを認めています。
- 総合メディアセンター施設内には、濡れたままの傘を持ち込むことを禁じております。濡れた傘は、備え付けの傘袋に入れて持ち込んでください。
- 他の利用者の迷惑とならないようマナーを守って利用してください。
- 携帯電話の通話は禁止します。どうしても使用したいときは、総合メディアセンター施設から退出して使用してください。
- 総合メディアセンター内ではスタッフの指示に従ってください。指示に従わない場合は退出していただきます。
- 総合メディアセンターの施設および資源は、教育・研究を目的としたものです。目的以外に利用した場合、その他、不正行為を行った者は、学則に則って処分します。

サービス時間

■開館

開館時間は、総合メディアセンターのWebページもしくは掲示で確認してください。

※埼玉鳩山キャンパス、千葉ニュータウンキャンパスのサービス時間もWebページで閲覧可能です。

■休館

日曜日、祝祭日、創立記念日（9月11日）、
夏季・冬季・春季の休業中の一定期間、
その他に法人・総合メディアセンターが特に必要と認めた日
※都合により変更になる場合がありますので、Web ページもしくは掲示で確認してくださ
い。

総合メディアセンターからのお知らせ

Web ページまたは掲示でお知らせします。常に確認するようにしてください。

総合メディアセンターの Web ページ
<http://www.mrcl.dendai.ac.jp/>

各サービスのメニューが表示されます。
見たいサービスやカテゴリをクリックしてご覧ください。

図書サービス

(1) 図書資料の貸出

借用したい図書資料に学生証を添えて、カウンターへ提出してください。また、自動貸出装置を利用して貸出手続きをすることもできます。

■貸出冊数と貸出期間

対象	貸出冊数	貸出期間
学部 1～3年生	5冊	2週間
卒業年次生（学部4年生）	10冊	1ヶ月
大学院生	10冊	1ヶ月

※予約者がいなければ、貸出期間の更新ができます。返却期限日までに手続きをしてください。更新は、自動貸出装置の利用や、図書 Web ページから ID とパスワードを入力するだけで簡単に手続きすることができます。

■館外貸出ができないもの

1	禁帯出の赤ラベルが貼ってある図書資料
2	雑誌（ブラウジングにある雑誌）
3	修士論文および学位論文（複写も不可）
4	視聴覚資料（ビデオ、DVDなど）
5	貴重書

(2) 図書資料の返却

借用図書は、定められた期日までに返却してください。借りた図書資料はどのキャンパスでも返却可能です。返却期限日は、図書 Web ページから簡単に確認することができます。退学・除籍・転学・休学などの場合は、貸出残余期間を問わず即時返却してください。

休館日、開館時間外の返却は、ブックポストを利用してください。ブックポストは、各サテライトセンター正面出入口に設置されています。

東京千住キャンパスでは、2号館 1階に設置しています。

注意！

図書を延滞すると、遅れた日数分貸出停止となりますのでご注意ください。

なお、借用中の図書資料を紛失した場合には、弁償していただきます。

(3) 図書資料の購入

購入希望の図書資料は、図書 Web ページから依頼することができます。購入不可の場合と、購入後貸出可能となったときに、メールで連絡します。

(4) 図書資料の予約

図書資料は、図書 Web ページから予約することができます。貸出可能日はメールでお知らせします。貸出可能日以降にカウンターへお越しください。

	所属キャンパス	他キャンパス
予約できる資料	貸出中のもの	貸出中のものも含めて全て
貸出可能日	総合メディアセンターからのメールの発信日	
取り置き期間	7日間	

※図書が各キャンパスに届くまでの日数

東京千住 ⇄ 埼玉鳩山・千葉NT 1～2日

埼玉鳩山 ⇄ 千葉NT 2～3日

※状況によって日数に変更になる場合があります。

図書資料がなかった場合はメールで連絡します。

(5) 各種サービス

レファレンスサービス	図書資料および利用方法に関する質問、学内（外）の情報検索等についてカウンターのスタッフが相談に応じます。
相互利用サービス	必要な資料が本学にない場合は、学外諸機関、他大学図書館等を調査して文献の複写・図書資料の貸借依頼や利用案内、紹介をします。
検索サービス	本学で所蔵している図書資料は、閲覧室内のパソコンで自由に検索できます。また、総合メディアセンターの図書 Web ページを利用して検索することも可能です。
コピーサービス	図書資料の複写は閲覧室内のコピー機を利用してください。私物やノート類の複写はできません。著作権に関しては、利用者が全責任を負うものとします。

※著作権に関する注意（著作権法第 31 条より抜粋）

図書館においては、次に掲げる場合には、図書資料を複製することができる。

図書館等の利用者の求めに応じ、調査研究のために公表された著作物の一部分の複製物を一人につき一部提供する場合。

Web によるお知らせとサービス (<http://lib.mrcl.dendai.ac.jp/>)

図書 Web ページで以下の情報を公開、サービスを提供しています。

- ・ 資料検索
- ・ 図書資料予約
- ・ 返却期限の確認（自分が借用している図書資料の返却期限の確認）
- ・ 借用図書の出借期間の更新

- ・文献複写・図書資料貸借依頼（有料）
- ・図書購入依頼（購入希望図書の申込）
- ・新着図書情報
- ・ベストリーダ情報（よく利用される図書資料）
- ・オンラインジャーナル（IELOnline、ACMPortal、他多数）
- ・各種データベース
- ・電子図書館

メールによるお知らせ

図書サービスに関する連絡は主にメールで行っています。メールはすべて学籍番号宛になります。学生の場合は、学籍番号@ms.dendai.ac.jpです。

以下のような連絡をメールで行いますので、常に確認してください。

- ・予約図書資料到着のお知らせ
- ・貸出・更新・返却履歴（前日分）のご案内
- ・返却期限日のお知らせ（返却期限日の1日前に連絡）
- ・延滞のお知らせ（返却期限日以降に連絡）
- ・文献複写・図書資料貸借到着のお知らせ
- ・購入希望図書到着・却下のお知らせ

(6) 各種設備

メディアゾーン	開架書架・集密書架エリアには、図書がNDC（日本十進分類法）により主題別に分類されています。また、集密書架エリアには学術雑誌（バックナンバー一部含む）も配架されています。受験書や就職本、旅行・レジャー・地図などの図書のコーナーも設置しています。読みたい本を自由に探して閲覧することができます。静粛閲覧エリア（貸出制）もあります。
ラーニングゾーン	グループスタディエリアは、ディスカッションしながらの学習や、プレゼンテーションの練習等、グループで使用することができます。ラーニングcommonsエリアは、相談しながら学習が可能なエリアです。可動式のホワイトボードを設置しています。
リーディングゾーン	閲覧エリアとブラウジングエリアがあります。個人用の閲覧席（貸出制）もあります。ブラウジングエリアは、くつろいで新聞や雑誌を読みたいときに利用してください。また、日替わりで本学の所蔵しているDVDを放映しています。

図書サービスに関するお問い合わせは下記まで

2号館 1階または2階のカウンター

メール：k-library@mrcl.dendai.ac.jp

コンピュータサービス

総合メディアセンターでは、コンピュータ関連のシステムを数多く整備しています。ここでは、みなさんが直接利用するシステム、サービスを紹介します。活用してください。

- ・ユーザ端末システム
- ・情報コンセントシステム
- ・プリントシステム
- ・メールシステム

(1) ユーザ端末システム

総合メディアセンターが管理運用しているパーソナルコンピュータのシステムです。1つのID（学籍番号）とパスワードで、全キャンパスのユーザ端末システムが利用できます。

場所	室名	PC	利用形態
2号館4階	PC教室1	84台	授業優先 授業が行われていないときは、自由に利用できます。
	PC教室2	42台	
	PC教室3	68台	
	PC教室4	56台	
	PC教室5	80台	
	PC教室6	50台	
	プリントルーム	2台	印刷専用端末

授業・研究で利用するための多種多様なソフトウェアがインストールされています。ソフトウェアの一覧等はWebページをご覧ください。

また、システム保護のため、各種設定の変更やソフトウェアのインストール等にはできませんので注意してください。

(2) 情報コンセントシステム

LAN 接続可能なパソコンとLAN ケーブルを持参すれば、以下の場所でネットワークに接続して利用することができます。利用に際しては認証が必要です。詳しくはWebページの手引きをご覧ください。

■使用可能な場所

東京千住キャンパス

- 2号館1階 閲覧エリア1
- 2号館4階 PC教室7
- 2号館9階 2901、2903 教室

2号館 10階 21001、21003、21004、21005 教室

1号館 2階 丹羽ホール

※埼玉鳩山キャンパス、千葉ニュータウンキャンパスの使用可能場所は
Web ページをご覧ください。

(3) 無線 LAN

東京千住キャンパス内では、ほぼ全域で無線 LAN の利用が出来ます。

無線 LAN の使用方法や埼玉鳩山キャンパス、千葉ニュータウンキャンパスの使用可能場所
につきましては Web ページをご覧ください。

(4) プリントシステム

PC 教室・プリントルーム・図書エリアに設置しているプリンタで、随時印刷することがで
きます。使用法は、Web ページで確認してください。

注意！

印刷枚数には制限があります。

制限枚数などの詳細については、掲示・Web ページで事前に確認のうえ、利用してください。

(5) メールシステム

学生には入学と同時にメールアドレスが付与されます。

メールアドレスは、学籍番号 @ms.dendai.ac.jp です。

各種サービスのお知らせが個人宛に送られてきますので、常に確認してください。

(また、メールを、他のメールアドレスや携帯電話に転送することも可能です。)

マナーを守り、コミュニケーションツールとして利用してください。

Web メールシステム (<https://webmail.mrci.dendai.ac.jp/>)

総合メディアセンターではブラウザを利用した Web メールシステムも提供しています。自
宅、外出先から、Internet Explorer などのブラウザが使える環境があればメールの送受信が
可能です。

インターネットの利用について

- ・インターネットを経由して学外のコンピュータへ接続することは、学外その他機関の通信用
コンピュータや専用回線などを利用することになります。快適な利用をするために、無駄
な接続やデータ転送をしないよう心がけて利用してください。
- ・総合メディアセンターでは快適な利用ができるように、ネットワークの利用状況を常時モ
ニタリングしています。
- ・メールアドレスを間違えたり、むやみに大量データの送受信をしたりしないでください。

- ・ユーザ端末システムでは、混雑時には課題作成の学生を優先するために、ネットワークだけの利用を禁止することがあります。
- ・インターネット上の情報（文章・画像・音声等）の取り扱いは、著作権を侵害しないよう細心の注意を払ってください。また、「学内ネットワークを利用した営利行為」「迷惑メールの発信」「個人・特定団体への誹謗・中傷」「著作権侵害行為」などの悪質な行為は、学則に則って処分します。
- ・利用上の注意や禁止事項は、Web ページでもお知らせします。随時変更がありますので、必ず確認してください。

(6) 困ったときは

■ パソコン操作やプログラム作成時のエラーなどで困ったとき

大学院生の利用相談員に相談してください。

白衣を着用して交代で待機しています。以下のように質問を受け付けています。

期 間：授業期間中

場 所：2号館 4階 PC カウンター

※利用相談員が在席している時間については Web ページをご覧ください。

メール：pg-soudan@ms.dendai.ac.jp

※メールでの質問は期間中ならば随時受け付けています。

相談するときの注意

言葉づかいに気をつけて、以下のことをはっきりとわかりやすく伝えましょう。

- ・自分の学籍番号と氏名
- ・何をしたいのか
- ・どのような操作をして、どのようにエラーが出るのかなど

■ 各種申請手続きや機器故障で困ったとき

総合メディアセンターへの申請手続き、ユーザ端末が動かなくなったときなど機器の障害が発生した場合には、コントロールルームにお越しく下さい。

場 所：2号館 4階コントロールルーム

メール：k-computer@mrcl.dendai.ac.jp

第7章

就職・進学について

1 キャリア支援・就職

はじめに

経済や技術進歩の動きは日本の中だけで解決できる問題ではなく、世界を相手にする時代になっています。実感がないかもしれませんが、今は社会に出てグローバルに活躍する時です。大学生活の中で何を学び、何を体験していくかは、将来にとって非常に大切な事です。学生支援センター（キャリア支援・就職担当）は、卒業までを側面から支援します。みなさんには、「生きがいのある将来」を目指し、充実した学生生活を送っていただきたいと思います。

大学の環境・施設をフルに活用し、疑問・質問が生じた場合は遠慮なく、先生方や学生支援センター（キャリア支援・就職担当）に相談してください。

目標のある大学生活

大学生活を始めるにあたって、大学に進学した理由や学部、学科を選択したきっかけをもう一度自分なりに振り返ってみましょう。大学入学という目標を達成し気が抜けてしまった人もいるかもしれませんが、ここで次の目標をたててみましょう。目標にチャレンジする・何か趣味に熱中する・友人と沢山遊ぶ…今しかできないことを楽しんで経験することは、就職という「通過点」だけではなく「人生」という大きな流れにおいても非常に大切な事です。

キャリアを考える

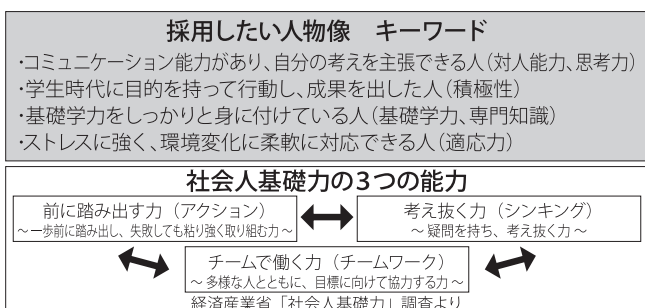
キャリア career とは「経歴」「職業」の意で「人生」をもさす言葉です。キャリアは社会へ出たあと、会社で異動があるとき、自分で事業を始めるときなどに深く考える事になります。

将来自分は「どんな人になりたいか」を思い描き、それに近づくための方法を考えてみましょう。目標に向けて今をどう過ごし、何をしておくべきかをしっかりと考えることが大切です。みなさんの今後のステップとして、まず1・2年のうちから今後の「人生」を考え、3・4年で専門性を身につけていくことが挙げられます。

また、キャリアアドバイザー、ジョブサポーターからのアドバイスを適宜受けることができます。（要予約）

大学生活のヒント

ここで少し就職について考えてみましょう。企業は「採用したい人物像」として下記を挙げています。これらは大学でやっておくべきことのヒントとなります。



身につけよう!

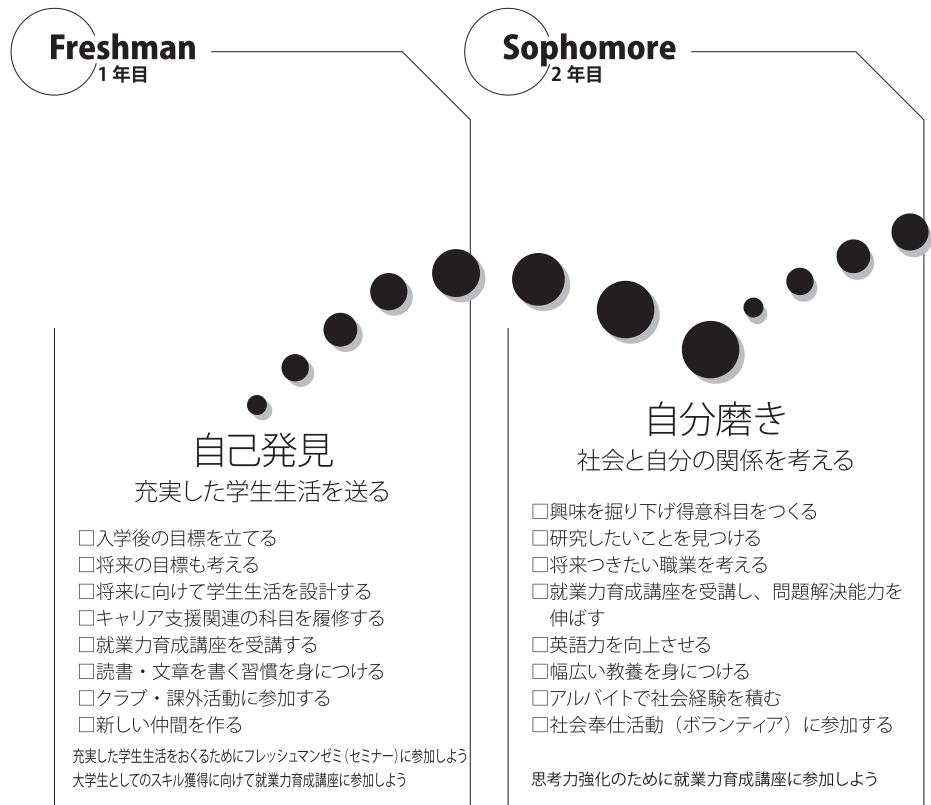
今後の人生で直面する問題には「一つの決まった答え」というものはありません。

社会では、「自分で考え、行動を起こす能力」が求められています。

この限られた4年間を通して、卒業後の進路やその後の長い人生のために「大切なもの」を探し、身につけて行きましょう。

セルフチェックシート

それぞれの年次の目標とガイドを掲げます。
できた項目の□にチェックを入れよう。



	1年目	2年目
キャリア支援行事	<ul style="list-style-type: none"> ・キャリアガイダンス(新入生オリエンテーション)「キャリアガイドブック」を使って、大学生活を充実させるための方法を学びます。 ・フレッシュマンゼミ 先輩や社会人の話を聞き、4年間の学生生活について考えます。 ・コミュニケーションミニ講座 同世代の友達だけでなく、先輩や先生、社会人ともコミュニケーションできるスキルを学びます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・キャリアガイダンス 就職活動を始める前に、将来の目標の立て方やこれからの学生生活について考えます。
	<ul style="list-style-type: none"> ・就業力育成講座 社会で活躍する理系人材育成のために全学年対象のキャリア講座を実施し、ロジカルシンキングやコミュニケーション能力向上を目指します。 ・著名人による講演会 産業界で活躍している経営者や著名人による講演会を実施し、視野を広げて、自らの将来について考えます。 	
配布物	<ul style="list-style-type: none"> ・キャリアガイドブック 大学生活を充実させるためのヒントが満載 	

取っておくと役立つ資格、目標としたい検定試験例

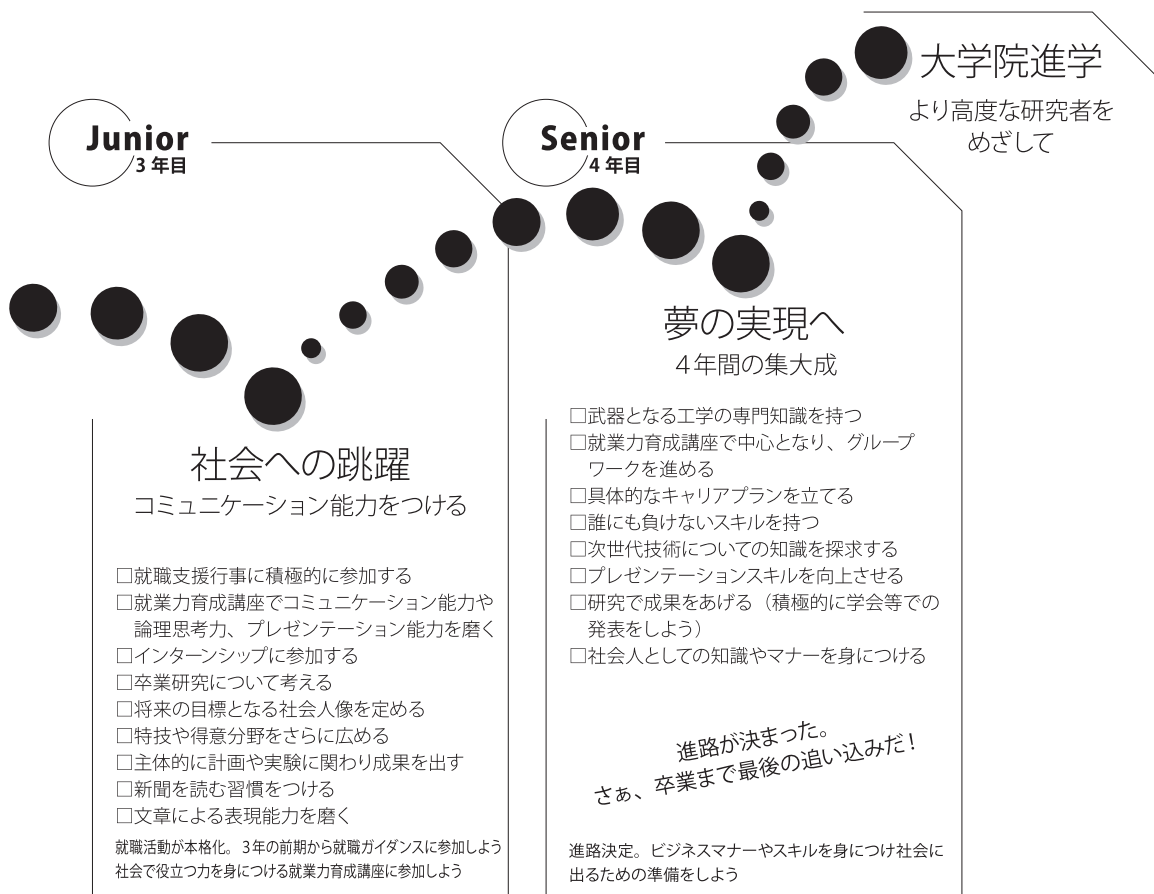
電気・通信

電気工事士／電気主任技術者／
電気通信主任技術者／電気工事
施工管理技士／工事担当者／家
電製品エンジニア／無線従事者
(陸上特殊無線技士・海上特殊無
線技士など)／ラジオ・音響技
能検定

情報

パーソナルコンピュータ利用技術認定／情報処理技術者／ソフトウェア
開発技術者／データベース検索技術者／システム監査技術者／ITパス
ポート試験／プロジェクトマネージャー／アプリケーションエンジニア／テ
クニカルエンジニア(ネットワーク・データベース・システム管理・エン
ベデットシステム)／ORACLE MASTER／MCP／MOT／CCNA／Java
／CompTIA／CIW／ITストラテジスト／ネットワークスペシャリスト

4年間の設計図を描いていこう!



3年目	4年目
<ul style="list-style-type: none"> ・就職支援行事 就職活動を円滑に行い、内定の獲得に向けてスキルや考え方を学びます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・内定者向け行事 「Starting Book」を使って、社会人生活を円滑にスタートさせるための知識を身につけます。
<ul style="list-style-type: none"> ・就職手帳 就職活動の進め方、スケジュール管理はこれ一冊で 	<ul style="list-style-type: none"> ・Starting Book 社会で活躍するために必要な知識や知恵が満載

機械・デザイン

自動車整備士／航空整備士／機械設計技術者／ガス溶接作業主任者／画像処理検定／消防整備士／冷凍空調技士／CAD利用技術者／CADトレース技能審査／DTPエキスパート／マルチメディア検定／CG検定

建築・土木

建築士／土木施工管理技術士／管工事施工管理技術士／測量士（補）／設備士／インテリアコーディネーター／インテリアプランナー／福祉住環境コーディネーター検定／宅地建物取引主任者／土地家屋調査士

その他

技術士（補）／FE／EIT／PE／危険物取扱者／ボイラー技士／公害防止管理者／エックス線作業主任者／エネルギー管理士／TOEIC／TOEFL／工業英語検定

2 キャリア支援の主なスケジュール

種類	行事名称	開催時期	対象学年				
			1年	2年	3年	4年	
就職支援行事	就職ガイダンス	準備ガイダンス（就職手帳を配布）	6月		●		
		実践ガイダンス	9月		●		
	業種・職種研究	仕事研究セミナー 業種職種研究セミナー	10～12月		●	●	
		TDU 企業セミナー（各学部）	1～3月			●	
		卒業生による就職セミナー	2月			●	
	各種講習会および模試	自己分析	9月・10月			●	
		論作文・エントリーシート対策	11月			●	
		面接試験対策	12月			●	
		筆記試験対策	数回			●	
	就職希望調査	就職登録	1月			●	
各種プログラム	全学年対象	就業力育成講座	通年	●	●	●	●
	女子学生対象	女子学生セミナー	秋	○	○	●	
	Uターン希望者対象	Uターンガイダンス	秋	○	○	●	
	公務員希望者対象	公務員ガイダンス	数回	●	●	●	●
	資格支援	2級建築士講座	半期				●
	基礎力アップ	学内 TOEIC 試験	年6回	●	●	●	●
	社会参加	インターンシップ	不定期		●	●	●

注 ◆支援行事には有料や事前申込が必要なものもあります。詳しい開催案内は掲示やホームページで確認してください。

◆支援行事は追加したり変更となる場合があります。又、開催時期は目安としてください。

◆○印は主たる対象学年ではありませんが、希望者は参加できます。

【理工系なのに英語って必要？】

TOEIC スコアを社員採用時に参考にしてている企業は7割以上、技術系の社員に期待するスコアは平均で500～700点という調査があります。企業では理工系の大学出身でも『英語力』を期待しています。在学中にできるだけ身につけておくことが大切です。そのためには定期的なレベルチェックが欠かせません。学内の TOEIC 試験は公開テストの半額以下で受験が可能です。定期的に試験を受けて、卒業までに550点を目標に学習計画を立てて取り組む必要があります。

就職担当教員：就職に関する面談・相談は、各学科の就職担当教員が行っています。

キャリア支援・就職支援担当部署のご案内

●東京千住キャンパス：学生支援センター（キャリア支援・就職担当）（2号館3階）

就職・キャリア支援情報ホームページ <http://cweb.dendai.ac.jp/>

3 大学院への進学

近年、高度な専門知識や自発的に課題を探求・設定し、検証・解決する能力に長けた大学院生の社会的需要が高まっています。国際社会において能力を発揮できる人材を育成するため、海外の研究者と交流し、世界の最新動向を肌で感じてもらえるよう海外の学会や国際会議にも積極的に大学院生を派遣しています。本学大学院は次代の科学技術をリードできる高度の専門技術者・研究者の養成をめざします。

なお、東京千住キャンパスには、下表に示す修士課程を設置しています。修士課程修了後は、先端科学技術研究科博士課程（後期）への選択肢も用意しています。

研究科名	専攻名
工学研究科	電気電子工学専攻
	物質工学専攻
	機械工学専攻
	情報通信工学専攻
未来科学研究科	建築学専攻
	情報メディア学専攻
	ロボット・メカトロニクス学専攻

（平成 25 年度時点における構成）

修士課程の入学試験には、学内推薦入試・一般入試・社会人入試・他大学推薦入試などがあります。

また、奨学金制度などによって、経済的な側面からも研究活動を支援しています。

大学院での研究などの詳細については、「大学院進学ガイダンス」にてご案内します。ガイダンスの詳細は、掲示にて周知しますので確認のうえご参加ください。

新入生へ
学 習
UNIPPA
共通
EJ
EH
ES
EK
EF
EC
資格・教職
学生生活
施 設
就職・進学
学則・規程
その他
問合せ・リンク

第 8 章

学則および諸規程

新入生へ

学
習

U
N
I
P
A

共
通

E
J

E
H

E
S

E
K

E
F

E
C

資
格
・
教
職

学
生
生
活

施

設

就
職
・
進
学

**学
則
・
規
程**

そ
の
他

問
合
せ
マ
シ
ュ

1 東京電機大学学則

第1章 総 則

(目的・使命)

- 第1条 本大学は、学校教育法による最高の教育機関として、民主的社会人としての教養を涵養するとともに、深く専門の学芸を教授・研究し、その知的道徳的能力を展開させ、もって優秀な人材を養成することを目的とする。
- 2 本大学は、第3条第1項に定める学部及び学科における人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を各学部の学部規則に定める。

(自己評価等)

- 第2条 本大学においては、教育研究水準の向上を図り、大学の目的及び社会的使命を達成するため、本大学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。
- 2 前項の点検及び評価は、その趣旨に則して適切な項目を設定し、かつ適切な体制のもとに行う。
- 3 本大学は、第1項の点検及び評価の結果について、学外者による検証を行うよう努めるものとする。
- 4 本大学は、教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を提供するものとする。

第2章 組 織

(学部・学科の組織)

- 第3条 本大学に、次の学部及び学科を置く。

工学部

電気電子工学科

環境化学科

機械工学科

情報通信工学科

工学部第二部

電気電子工学科

機械工学科

情報通信工学科

理工学部

理工学科

情報環境学部

情報環境学科

未来科学部
建築学科
情報メディア学科
ロボット・メカトロニクス学科

- 2 前項の各学科の入学定員、編入学定員および収容定員は、別表第1とする。
- 3 第1項に定める各学部・学科に学部規則を定める。
- 4 前項の学部規則に、次の事項を定める。
 - ① 学部・学科における人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的
 - ② 学年・学期に関する事項
 - ③ 教育課程及び単位に関する事項
 - ④ 成績及び卒業に関する事項
 - ⑤ その他、大学則施行上の必要事項

(大学院)

第4条 本大学に、大学院を置く。大学院に関する規則は別に定める。

(総合メディアセンター・研究推進社会連携センター等)

第5条 本大学に、総合メディアセンターを置く。

- 2 本大学に、研究推進社会連携センターを置く。
 - ① 研究推進社会連携センターに、総合研究所を置く。
- 3 本大学に、国際センターを置く。
- 4 前2項のほか、実習工場、その他教育・研究に必要な施設を置く。

第3章 運営の機関及び教職員

(学長・学部長等)

- 第6条 本大学に、学長を置く。学長は、校務をつかさどり、大学を代表する。学長の選出に関する規則は、別に定める。
- 2 各学部・学科に、学部長を置く。学部長は当該学部に関する学務をつかさどる。
- 3 前2項のほか、教育・研究の運営上必要な職を置く。

(職員)

- 第7条 教育職員として、教授、准教授、講師、助教及び助手を置く。
- 2 事務職員、技術職員及び必要な職員を置く。

(学部教授会)

- 第8条 各学部・学科に、教授会を置く。
- 2 教授会は、その学部の教授をもって組織する。ただし、必要があるときは、その学部の准教授及び専任の講師を、教授会構成員とすることができる。

3 教授会は、学部長が招集する。

(連合・合同教授会)

第9条 工学部及び工学部第二部については、その連合教授会をひらくことができる。

2 学長は、全学部の合同教授会を招集することができる。

(審議事項)

第10条 教授会は、その学部に関する次の事項を審議する。

- ① 学生の入学・進級・卒業・休学・退学等に関する事項
- ② 学位授与に関する事項
- ③ 教育課程及び授業に関する事項
- ④ 履修・試験・成績等に関する事項
- ⑤ 学生の厚生補導及び賞罰に関する事項
- ⑥ 大学則及び学部規則の改正に関する事項
- ⑦ 学部長の推挙に関する事項
- ⑧ 学科長及び系列主任の選定に関する事項
- ⑨ 教授、准教授、講師、助教及び助手の人事に関する事項
- ⑩ 学部長が諮問した事項
- ⑪ その他教育・研究に関する事項

2 教授会は、大学全般にわたるもしくは各学部に通ずる次の事項を審議する。

ただし、必要があるときは、合同教授会においてこれを審議する。

- ① 学長の推挙に関する事項
- ② 学長室長、学長補佐、教育改善推進室長、入試センター長、学生支援センター長、国際センター長、研究推進社会連携センター長及び総合メディアセンター長の選定に関する事項
- ③ 学長が諮問した事項
- ④ その他の重要な事項

第4章 修学期間及び授業

(修業年限)

第11条 修業年限は、4年とする。

(最長在学年限)

第12条 最長在学年限は、8年とする。ただし、編入学、転入学及び再入学した者の最長在学年限は、その者の在学すべき年数の2倍に相当する年数とする。

(学年・学期・授業期間)

第13条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

2 学年を前学期及び後学期に分け、その期間については各学部において定める。

- 3 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。
- 4 各授業科目の授業は、15週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上特別の必要があると認められる場合は、これらの期間より短い特定の期間において授業を行うことができる。

(休業日)

第14条 休業日は、次の通りとする。

日曜日

国民の祝日に関する法律に規定する休日

創立記念日 9月11日

夏季休業

冬季休業

春季休業

- 2 夏季休業、冬季休業及び春季休業の期間については、各学部においてその都度定める。
- 3 必要があるときは、休業日を変更し、または臨時に休業日を定めることができる。
- 4 休業中でも、特別の必要があるときは、授業を行うことがある。

(授業の時)

第15条 工学部、理工学部、情報環境学部及び未来科学部は昼間に、工学部第二部は夜間に、授業を行う。

第5章 教育課程及び単位

(教育課程の編成方針)

- 第16条 本大学においては、学部及び学科または課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成する。
- 2 教育課程の編成に当たっては、当該学部及び学科に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう配慮する。
- 3 本大学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。
- 4 本学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

(授業科目)

第17条 授業科目については、各学部規則において定める。

- 2 各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、各年次に配当して編成する。ただし、自由科目の単位数は、卒業に必要な単位数に算入しない。
- 3 共通教育科目として、特定の主題について2以上の科学の分野にわたる内容を総合した科目を設けることができる。

(履修の要件)

第 18 条 履修の要件については、各学部規則において定める。

- 2 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として修得すべき単位数について、1 年間または 1 学期に履修科目として登録することができる単位数の上限は、各学部において定めるものとする。
- 3 所定の単位を優れた成績をもって修得した学生について、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認定することについては、各学部において定めるものとする。

(他学部等の科目履修)

第 19 条 本大学の学生が所属する学部の他学科または他学部の学科において履修し、修得した授業科目の単位のうち、教授会が教育上有益と認めたものは、当該学生が所属する学科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項により修得したものとみなすことのできる科目及び単位数等は、各学部において定めるものとする。

(教員の免許状授与の所要の資格の取得)

第 20 条 教育職員の免許状を取得しようとする者は、教職に関する科目及び必要な授業科目を修得しなければならない。

- 2 本大学において取得できる免許状の種類は別表第 2 とし、教職課程に関する科目及び必要な授業科目は各学部規則において定める。

(単位の算定基準)

第 21 条 各授業科目の単位数は、各学部教授会において定めるものとする。

2 授業科目の単位数の算定に当たっては、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、原則として、授業の方法に応じ、次のとおり単位数を計算するものとする。

- ① 講義及び演習については、15 時間から 30 時間までの範囲の授業をもって 1 単位とする。
- ② 実験、実習、製図及び実技については、30 時間から 45 時間までの範囲の授業をもって 1 単位とする。

- 3 前項の規定にかかわらず、卒業研究等の授業科目については、その学修の成果を考慮して単位数を定めることができる。

第 6 章 試験、成績、進級、卒業及び学位授与

(履修届)

第 22 条 学生は、履修する授業科目につき、指定の期限までに、履修届を提出しなければならない。

(試 験)

第 23 条 授業科目の履修終了の認定のため、試験を行う。ただし、授業科目によっては、平常の成績をもって試験に代えることができる。

(試験の方法・時期)

第 24 条 試験は、筆記、口述、または論文審査等の方法により行う。

2 試験の時期は、学期末とする。ただし、必要があるときは、その他の時期においても行うことができる。

(受験資格)

第 25 条 学生は、本学則及びこれに基づいて定められた規則に従って履修した授業科目についてのみ、試験を受けることができる。

(成績評価・単位認定)

第 26 条 授業科目の成績評価は、S、A、B、C及びDとし、S、A、B及びCを合格とし、Dを不合格とする。

2 試験に合格した授業科目については、その授業科目について定められた単位を与える。

3 本学は、第 1 項に係る成績評価及び卒業の認定にあたっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準に従って適切に行なうものとする。

(他の大学等における授業科目の履修等)

第 27 条 本大学の学生が本大学に入学した後に他の大学または短期大学において履修した授業科目について修得した単位のうち、教授会が教育上有益と認めたものは、60 単位を超えない範囲で本大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、本大学の学生が、外国の大学または短期大学に留学する場合及び外国の大学または短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第 28 条 本大学の学生が行う短期大学または高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、教授会が教育上有益と認めたものは、本大学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第 1 項及び第 2 項により本大学において修得したのものとしてみなす単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第 29 条 本大学の学生が本大学に入学する前に大学または短期大学において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生によって修得した単位を含む。）のうち、教授会が

教育上有益と認めたものは、本大学に入学した後の本大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 本大学の学生が本大学に入学する前に行った前条第 1 項に規定する学修を、教授会が教育上有益と認めたものは、本大学における履修とみなし、単位を与えることができる。
- 3 前 2 項により修得したものとみなし、または与えることのできる単位数は、編入学、転入学等の場合をのぞき、本大学において修得した単位以外のものについては、前々条第 1 項及び第 2 項並びに前条第 1 項により本大学において修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

(進 級)

第 30 条 本大学においては、学生の単位修得の状況を考慮し、上級学年次に進みその学年次に配当された授業科目を履修するための条件を定めることができる。

- 2 前項の条件をみたさない者は、原学年次に留年する。

(卒 業)

第 31 条 本大学は、4 年以上在学し、学生が所属する学部における履修要件を満たした者を卒業と認定する。

- 2 本大学が文部科学大臣の定めるところにより、本大学の学生として 3 年以上在学した者（これに準ずるものとして文部科学大臣が定めるものを含む。）で、卒業の要件として本大学の定める単位を優秀な成績で修得したと認める場合の卒業の取扱いは、前項の規定にかかわらず、別に定める。

(学位の授与)

第 32 条 本大学を卒業した者には、学士の学位を授与する。

- 2 前項の学士の学位に付記する名称は、次のとおりとする。

工学部	電気電子工学科	学士（工学）（東京電機大学）
	環境化学科	学士（工学）（東京電機大学）
	機械工学科	学士（工学）（東京電機大学）
	情報通信工学科	学士（工学）（東京電機大学）
工学部第二部	電気電子工学科	学士（工学）（東京電機大学）
	機械工学科	学士（工学）（東京電機大学）
	情報通信工学科	学士（工学）（東京電機大学）
理工学部	理 工 学 科	学士（理学）（東京電機大学）
		学士（工学）（東京電機大学）
		学士（情報学）（東京電機大学）
情報環境学部	情報環境学科	学士（情報環境学）（東京電機大学）
未来科学部	建 築 学 科	学士（工学）（東京電機大学）
	情報メディア学科	学士（工学）（東京電機大学）
	ホムト・カトクニ学科	学士（工学）（東京電機大学）

第 7 章 入学、学籍の異動及び賞罰

(入学の時期)

第 33 条 入学の時期は、学年もしくは学期の始めとする。

(入学資格)

第 34 条 本大学に入学できる者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- ① 高等学校を卒業した者もしくは通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者
- ② 外国において、学校教育における 12 年の課程を修了した者、またはこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- ③ 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- ④ 専修学校の高等課程（修業年限が 3 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- ⑤ 文部科学大臣の指定した者
- ⑥ 高等学校卒業程度認定試験規則により、文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者
- ⑦ その他、本大学において、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(入学志願手続)

第 35 条 入学志願者は、指定の期間内に、入学志願手続をとらなければならない。

(入学者の選考)

第 36 条 本大学に入学するには、入学者の選考に合格しなければならない。

2 入学者の選考は、学力検査、調査書の審査、面接、健康診断等の方法により行う。

(入学手続)

第 37 条 入学者の選考に合格した者は、指定の期日までに、保証人連署の誓約書その他必要な書類に、別表第 3 に定める学費を添えて、入学の手続をしなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に、入学を許可する。

(保証人)

第 38 条 学生は、在学中、保証人がなければならない。

2 保証人は、父、母、またはその他の成年者で、独立の生計を営む者でなければならない。

3 保証人は、学生の在学中の一切の事項について責任を負う。

(変更の届)

第 39 条 学生は、氏名、本籍、住所及び保証人もしくはその住所に変更があったときは、す

みやかに届出なければならない。

(編入学・転入学)

第 40 条 次の各号のいずれかに該当する者が、所定の手続を経て、編入学を願い出たときは、定員に余裕がある場合にかぎり、選考のうえ、許可することがある。ただし、情報環境学部においては、編入学定員の範囲内において選考のうえ、許可する。

- ① 大学を卒業した者
 - ② 短期大学を卒業した者
 - ③ 高等専門学校を卒業した者
 - ④ 他の大学で 1 年以上を修了した者
 - ⑤ その他法令により編入学を認められた者
- 2 他の大学の学生が、所定の手続を経て、転入学を願い出たときは、定員に余裕のある場合にかぎり、選考のうえ、許可することがある。
- 3 前 2 項により編入学または転入学した者の在学年数には、本条による入学以前の学校在学年数の全部または一部を算入する。
- 4 本大学の学生が他の大学に転入学を志望するときは、事情により許可することがある。

(転学部・転学科)

第 41 条 本大学の学生が転学部または転学科を願い出たときは、定員に余裕がある場合にかぎり、選考のうえ、許可することがある。

- 2 転学部または転学科した者の在学年数には、前に在籍した学部または学科の在学年数の全部または一部を算入する。

(休 学)

第 42 条 傷病またはやむを得ない理由により、ひき続き 3 ヶ月以上出席することができない者は、医師の診断書または理由書を添え、保証人と連署のうえ、休学を願い出て、学部長の許可を受けて休学することができる。

(休学期間)

第 43 条 休学期間は、休学の許可を受けた年度かぎりとする。ただし、特別の事情があると認めるときは、願い出により、休学期間の延長を許可することがある。

- 2 休学期間は、通算して 3 年をこえることができない。
- 3 休学期間は在学年数に算入しない。
- 4 工学部、理工学部、情報環境学部及び未来科学部においては、休学者は学期ごとに 60,000 円の在籍料を納入する。工学部第二部においては、休学者は学期ごとに 30,000 円の在籍料を納入する。

(復 学)

第 44 条 休学した者は、休学の理由が消滅したときは、保証人と連署のうえ、復学を願い出て、

学部長の許可を受けて、復学することができる。

2 復学の時期は、原則として、学期の始めとする。

(退 学)

第 45 条 傷病その他の理由により退学をしようとする者は、医師の診断書または理由書を添え、保証人と連署のうえ、願い出て許可を受けなければならない。

(除 籍)

第 46 条 次の各号のいずれかに該当する者は除籍する。

- ① 最長在学年数をこえた者
- ② 工学部、工学部第二部及び未来科学部においては、同一学年に通算して 4 年の在学をこえてなお進級できない者。また、理工学部においては、同一学年に通算して 4 年の在学をこえてなお進級・卒業できない者
- ③ 学業成績が特に不良で、改善の見込みがない者
- ④ 第 43 条第 2 項に定める通算休学期間をこえてなお復学しない者
- ⑤ 正当な理由がなく、無届で、ひき続き 3 ヶ月以上欠席した者
- ⑥ 工学部、理工学部、工学部第二部及び未来科学部において、前期分学費を 7 月末日までに、後期分学費を 1 月末日までに納入しない者。情報環境学部においては、前期分学費を 7 月 15 日までに、後期分学費を 12 月 15 日までに納入しない者

(再入学)

第 47 条 本大学を退学した者または除籍された者が、再び入学を願い出たときは、定員に余裕がある場合にかぎり、選考のうえ、許可することがある。ただし、懲戒による退学者の再入学は、許可しない。

(留 学)

第 48 条 本大学の学生が、外国の大学等の授業科目を履修するため、当該大学等への留学を希望し、かつ本人の教育上有益であると認める場合、これを許可することができる。

- 2 留学期間は 1 年を原則とする。ただし、本学が認めた大学等への短期留学については、1 年未満であっても特別に留学を認めることができる。
- 3 前項により認められた留学期間については、1 年を限度として第 11 条に定める修業年数に算入することができる。
- 4 留学期間中における学費は、事情により減額もしくは免除することができる。

(表 彰)

第 49 条 学生として表彰に価する行為があった者は、学長が表彰することができる。

(懲 戒)

第 50 条 本大学の規則・規程に違反し、または学生としての本分に反する行為をした者は、

- 教授会の議を経て、学長が懲戒する。
- 2 懲戒の種類は、その情状により、退学、停学及び訓告とする。
 - 3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行なう。
 - ① 性行不良で改善の見込みがない者
 - ② 本大学の秩序を乱し、その他学生としての本分にいちじるしく反した者

第 8 章 学費及びその他の費用

(学費及びその他の費用)

- 第 51 条 入学検定料、学費及び科目等履修費は、別表第 3 とする。
- 2 学費とは、入学金、授業料、実験実習料、教育充実費をいう。
 - 3 学費及びその他の費用は、所定の期日までに納入しなければならない。
 - 4 すでに納入した学費及びその他の費用は返還しない。ただし、入学手続きのために納入した学費その他の費用については、学費取扱規程の定めによる。
 - 5 入学金を除く学費は分納することができる。

第 9 章 研究生、研究員、科目等履修生及び外国人留学生

(研究生・研究員)

- 第 52 条 本大学において特定の教員の指導のもとに研究することを志願する者は、選考のうえ、研究生として受入れることができる。
- 2 本大学において特定の専門事項について特定の教員と協力して研究を行うことを志望する者は、選考のうえ、研究員として受入れることができる。

(科目等履修生)

- 第 53 条 本大学の学生以外の者で、本大学で開設している 1 または複数の授業科目の履修を希望する者は、本大学の教育研究に支障のない範囲内で、選考のうえ、科目等履修生として科目等の履修を許可することができる。
- 2 科目等履修生については、別に定める。

(外国人留学生)

- 第 54 条 外国人で第 34 条に定める入学資格がある者は、選考のうえ、外国人特別学生として入学を許可することができる。
- 2 外国人で本学における特定の授業科目を聴講することを志願する者は、選考のうえ、外国人特別聴講生として入学を許可することができる。
 - 3 外国人で本学における特定の教員について研修を志願する者は、選考のうえ、外国人特別研究生として受入れを許可することができる。

(社会人特別学生)

第 55 条 社会人で第 34 条に定める入学資格がある者は、選考のうえ、社会人特別学生として入学を許可することができる。

- 2 社会人特別学生は、企業依託学生及び工学部第二部社会人コース学生とする。
- 3 社会人特別学生についての事項は、別に定める。

(準 用)

第 56 条 前 3 条の規定に抵触しないかぎり、本学則の他の規定は、科目等履修生、外国人留学生及び社会人特別学生に準用する。

第 10 章 改正及び雑則

(改 正)

第 57 条 本学則の改正は、各学部教授会の議を経なければならない。

(施行細則その他)

第 58 条 本学則施行についての細則その他必要な事項は別に定める。
附則 (省略)

2 東京電機大学工学部規則

第 1 章 総 則

(趣 旨)

第 1 条 この規則は、東京電機大学学則（以下「大学則」という。）第 3 条第 3 項に基づき、工学部（以下「本学部」という。）の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的、教育課程及び単位、学年及び学期、成績及び卒業その他大学則施行上必要な事項を定める。

(人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的)

第 2 条 本学部は、現代社会の基幹を成す科学技術分野において、過去から現代に至る「知」を継承し、さらに次世代に必要とされる新たな「知」と「技術」を創成し、安全で快適な社会の発展に貢献することのできる幅広い能力を培うことを目的とする。

すなわち、現代社会の基幹を構成し将来に亘って必要とされる科学技術分野において、様々な状況に順応できる優秀な技術者を養成する。

2 本学部の各学科における人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、次のとおりとする。

(1) 電気電子工学科は、電気工学と電子工学及びその統合分野と関連分野に関する基礎から応用までの総合的な知識と技術を有し、安全で快適な社会の発展に貢献することのできる思考力と創造力豊かで応用力を有する人材を養成することを目的とする。

すなわち、現代社会の基盤を構成し将来に亘って必要とされる電気電子工学分野において、様々な状況に順応できる優秀な技術者養成のための教育研究を行う。

(2) 環境化学科は、化学と生物学を基盤とする技術分野に関する基礎から応用までの知識と技術を有し、安全で快適な持続可能な社会の構築に貢献することのできる思考力と創造力豊かで応用力を有する人材を養成することを目的とする。

すなわち、現代社会の基幹を構成し将来に亘って必要とされる環境化学分野において、様々な状況に順応できる優秀な技術者養成のための教育研究を行う。

(3) 機械工学科は、機械技術及び機械システムとその周辺分野に関する基礎から応用までの総合的な知識と技術を有し、安全で快適な社会の発展に貢献することのできる思考力と創造力豊かで応用力を有する人材を養成することを目的とする。

すなわち、現代社会の基幹を構成し将来に亘って必要とされる機械技術分野において、様々な状況に順応できる優秀な技術者養成のための教育研究を行う。

(4) 情報通信工学科は、情報・コンピュータ技術と通信・ネットワーク技術の両分野に関する基礎から応用までの知識と技術を広く総合的に有し、安全で快適な社会の発展に貢献することのできる思考力と創造力豊かで応用力を有する人材を養成することを目的とする。

すなわち、現代社会の基幹を構成し将来に亘って必要とされる情報通信技術分野において、様々な状況に順応できる優秀な技術者養成のための教育研究を行う。

第2章 組 織

(コース制)

第3条 本学部は、電気電子工学科及び機械工学科に、次のコースを置く。

- (1) 電気電子工学科
 - 電気電子システムコース
 - 電子光情報コース
- (2) 機械工学科
 - 機械工学コース
 - 先端機械コース

第3章 学年及び学期

(学年・学期)

第4条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

2 学年を次の2つの学期に分ける。

- 前学期 4月1日から9月10日まで
- 後学期 9月11日から翌年3月31日まで

第4章 教育課程及び単位

(授業科目)

第5条 授業科目の区分は、共通教育科目、専門教育科目及び教職課程に関する科目とし、別表第1のとおり開講する。

(履修の要件)

第6条 本学部における履修の要件については、別表第2のとおりとする。

(履修単位の制限)

第7条 本学部では、各学期に履修できる単位数を24単位までとする。ただし、自由科目及び集中講義科目は、履修できる単位数の上限に含まない。

2 所定の単位を優れた成績をもって修得した者については、前項に定める上限を超えて、単位を履修することができる。

(教員の免許状授与の所要の資格の取得)

第 8 条 本学部において取得できる免許状の種類は大学則別表第 2 とし、教職課程に関する科目及び必要な授業科目は別表第 3 とする。

第 5 章 成績及び卒業

(成績評価・単位認定)

第 9 条 本学部は大学則第 26 条に基づき、科目の成績評価を行う。

2 本学部における、成績評価及び GPA (Grade Point Average) ポイントは、次の評点区分に基づき行う。

評点	成績評価	GPA ポイント
90 ~ 100	S	4
80 ~ 89	A	3
70 ~ 79	B	2
60 ~ 69	C	1
0 ~ 59	D	0
放棄	—	0

(卒業)

第 10 条 本学部は、4 年以上在学し、第 5 条別表第 2 に規定する履修の要件に従い、合計 124 単位以上を修得した者を卒業と認定する。

2 本学部は、大学則第 31 条第 2 項に定める卒業の基準を別に定める。

第 6 章 改正

(改正)

第 11 条 この規則の改正は、本学部教授会の議を経なければならない。

附 則

(1) (2) (省略)

(3) この規則は、平成 24 年 3 月 13 日に第 3 条及び第 7 条を追加し、それぞれ次条以下を繰り下げ、第 5 条別表第 1 (工学部の授業科目及び単位数)、第 6 条別表第 2 (工学部の履修の要件) を改正し、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1 (省略)

別表第2 工学部の履修要件

工学部においては、次により124単位以上を履修し、修得しなければならない。

区分		単位数	
		電気電子工学科 (電気電子システム コース)	電気電子工学科 (電子光情報コース) 環境化学科 機械工学科 情報通信工学科
共通教育科目	人間科学科目 スキル・キャリア コミュニケーション スポーツ・健康 人間理解 社会理解 異文化理解 技術者教養	16単位 (科目区分「技術者教養」 に含まれる科目 2単位を含む)	16単位 (科目区分「技術者教養」 に含まれる科目 2単位を含む)
	英語科目	6単位	6単位
専門教育科目	基礎共通科目 専門科目	102単位	90単位
任意に選択し修得した科目		—	12単位
合計		124単位	124単位

備考 専門教育科目については、各学科・コースにおいて定めている必修科目の単位の全部を履修し、修得しなければならない。

(4) (抜粋) この規則は、第5条別表第1(工学部の授業科目及び単位数)、第7条(履修単位の制限)を改正し、平成25年4月1日から施行する。

別表第3(省略)

3 東京電機大学工学部第二部規則

第 1 章 総 則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、東京電機大学学則（以下「大学則」という。）第 3 条第 3 項に基づき、工学部第二部（以下「本学部」という。）の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的、学年及び学期、教育課程及び単位、成績及び卒業その他大学則施行上必要な事項を定める。

(人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的)

第 2 条 本学部は、科学技術分野における「知」の継承と現代社会に必要とされる「技術」を展開することにより、現代社会が直面する問題を解決し、さらに進んで社会の発展に寄与することのできる確かな能力を培うこととしている。

すなわち、現代社会において必要とされる科学技術とその進展に貢献するための実践的技術者を養成する。

併せて、夜間学部として、社会人教育を推進する。

2 本学部の各学科における人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、次のとおりとする。

(1) 電気電子工学科は、電気工学と電子工学及びその統合分野と関連分野に関する基礎から応用までの総合的な知識と技術を有し、現代社会が直面する問題を解決し、進んで社会の発展に寄与することのできる人材を養成することを目的とする。

すなわち、現代社会において必要とされる電気電子工学技術とその進展に貢献することのできる実践的技術者養成のための教育研究を行う。

(2) 機械工学科は、機械技術及び機械システムとその周辺分野に関する基礎から応用までの総合的な知識と技術を有し、現代社会が直面する問題を解決し、進んで社会の発展に寄与することのできる人材を養成することを目的とする。

すなわち、現代社会において必要とされる機械技術とその進展に貢献できる実践的技術者養成のための教育研究を行う。

(3) 情報通信工学科は、情報・コンピュータ技術と通信・ネットワーク技術の両分野に関する基礎から応用までの知識と技術を広く総合的に有し、現代社会が直面する問題を解決し、進んで社会の発展に寄与することのできる人材を養成することを目的とする。

すなわち、現代社会において必要とされる情報通信技術とその進展に貢献できる実践的技術者養成のための教育研究を行う。

第2章 学年及び学期

(学年・学期)

第3条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

2 学年を次の2つの学期に分ける。

前学期 4月1日から9月10日まで

後学期 9月11日から翌年3月31日まで

第3章 教育課程及び単位

(授業科目)

第4条 授業科目の区分は、共通教育科目、専門教育科目及び教職課程に関する科目とし、別表第1のとおり開講する。

(履修の要件)

第5条 本学部における履修の要件については、別表第2のとおりとする。

(履修単位の制限)

第6条 本学部では、各学期に履修できる単位数を24単位までとする。ただし、自由科目及び集中講義科目は、履修できる単位数の上限に含まない。

(教員の免許状授与の所要の資格の取得)

第7条 本学部において取得できる免許状の種類は大学則別表第2とし、教職課程に関する科目及び必要な授業科目は別表第3とする。

第4章 成績及び卒業

(成績評価・単位認定)

第8条 本学部は大学則第26条に基づき、科目の成績評価を行う。

2 本学部における、成績評価及びGPA (Grade Point Average) ポイントは、次の評点区分に基づき行う。

評点	成績評価	GPA ポイント
90～100	S	4
80～89	A	3
70～79	B	2
60～69	C	1
0～59	D	0
放棄	—	0

(卒業)

第9条 本学部は、4年以上在学し、第5条別表第2に規定する履修の要件に従い、合計124単位以上を修得した者を卒業と認定する。

2 本学部は、大学則第31条第2項に定める卒業の基準を別に定める。

第5章 改正

(改正)

第10条 この規則の改正は、本学部教授会の議を経なければならない。

附 則

(1) (2) (3) (省略)

(4) (抜粋) この規則は、第4条別表第1(工学部第二部の授業科目及び単位数)を改正し、平成25年4月1日から施行する。

別表第1 (省略)

別表第2 工学部第二部の履修要件

工学部第二部においては、次により124単位以上を履修し、修得しなければならない。

区分		単位数
		電気電子工学科 機械工学科 情報通信工学科
共通教育科目	人間科学科目	8単位
	英語科目	5単位
専門教育科目	専門基礎科目	86単位
	専門科目	(61単位)
任意に選択し、修得した科目		25単位 (50単位)
合計		124単位

備考1 専門教育科目については、各学科において定めている必修科目の単位の全部を履修し、修得しなければならない。

2 ()内は社会人コース学生の修得する単位を表す。

別表第3 (省略)

4 東京電機大学工学部第二部社会人コース学生規程

(準拠)

第1条 東京電機大学学則(以下「大学学則」という。)第55条による「社会人特別学生」のうち、工学部第二部社会人コース学生(以下「社会人コース学生」という。)についての取扱いは、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において、社会人コース学生とは、企業又は公益法人等(以下「企業」という。)に勤務する者のために、東京電機大学工学部第二部(以下「本学」という。)の各学科に設けられた社会人コースへ入学が認められた者をいう。

(入学志願資格)

第3条 大学学則第34条に定める入学資格を満たし、かつ次の各号に掲げる条件の何れかを満たしている者は、社会人コース学生として入学を志願することができる。

- (1) 入学時において、企業等での勤務経験が3年以上の者、
- (2) 入学時において、企業等での勤務経験が3年未満の者で、入学後も引き続き企業等に勤務する予定である者
- (3) 入学後に企業等に勤務することが内定している高校等卒業予定者

(入学志願手続)

第4条 入学志願者は、指定の期間内に入学検定料を添えて次の各号の書類を提出しなければならない。

- (1) 入学願書
- (2) 調査書又はこれに替わるもの
- (3) 健康診断書
- (4) 企業に勤務している者は、その在職証明書
- (5) その他本学が必要と認める書類

(入学試験)

第5条 社会人コース学生として本学に入学するには、社会人コース学生入学試験(以下「入学試験」という。)に合格しなければならない。

2 入学試験は、学力検査、小論文、面接等の方法により行う。

(入学手続)

第6条 入学試験に合格した者は、保証人連署の誓約書、及びその他必要な書類に大学学則第51条別表第3に定める入学金及び学費を添えて、指定の期日までに入学の手続をしなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に、入学を許可する。

(履修方法等における特別措置)

第7条 入学を許可された者について、教育の必要に応じ、教授会の議を経て、履修方法等について特別の措置をとることができる。

(身分の変更)

第8条 次に掲げる者は、社会人コース学生としての身分を失う。

(1) 第3条第1項第2項及び第3項に定める資格にて入学後、勤務経験を3年未満で企業等を退職し、引き続き他の企業等に勤務する意思のない者

(2) その他教授会が社会人コース学生として不適當であると認めた者

2 前項により、社会人コース学生でなくなった者には、第7条による特別措置は、原則として適用しない。

3 在学中に、新たに企業等に勤務することになった者は、本人の申し出により、工学部第二部社会人コース運営委員会の議を経て、社会人コース学生への変更を認めることができる。

(規程の改廃)

第9条 本規程の改廃は、教授会の議を経なければならない。

(細則)

第10条 本規程施行についての必要事項は別に定めることができる。

(その他)

第11条 本規程に定められていない事項については、大学学則その他諸規程が適用される。

付則(略)

新入生へ
学
習
UNIPPA
共通
EJ
EH
ES
EK
EF
EC
資格・教職
学生生活
施設
就職・進学
学則・規程
その他
問合せメニュー

5 試験に関する細則

(目的)

第1条 本細則は、大学及び大学院の学則に定める試験について、その細部のことを定める。

(試験の種類)

第2条 試験は学期末試験、中間試験、追試験とする。

2 学期末試験は授業科目を履修する全学生を対象として、各学期末又は学年末に履修終了の認定のために行う試験をいう。

3 中間試験は授業科目を履修する全学生を対象として、学期の中間に随時行う試験をいう。

4 追試験は急病等真にやむを得ない事情により、学期末試験又は中間試験を受けることのできなかつた学生を対象として、当該授業科目を担当する教員が必要と認めたときに随時行う試験をいう。

5 第1項に定めるほか再試験を加えることができる。

(再試験)

第3条 再試験は前条第2項に定める試験の成績不良のため履修終了が認定されない学生を対象として、当該科目を担当した教員が特に必要と認めたとき行う試験をいい、その成績をもって履修終了の認定にあてることができる。

(受験資格)

第4条 学期末試験又は中間試験を受験するには、定められた期間に当該科目に対し履修登録を行い、かつ、その授業に常時出席していなければならない。

2 第2条第1項に定める試験を受験するには、前項のほか、その期までの学費を納入していなければならない。

3 追試験は学期末試験の受験資格をみだし、かつ、学部事務部が指定する期間内に所定の手続きをした学生につき考慮するものとする。なお、中間試験における追試験については科目担当者の指示によるものとする。

(追・再試験の手続き)

第5条 追試験の受験を希望する者は、学部事務部の指定する期間内に所定の受験料を添えて追試験願を学部事務部に提出し、受験票の交付を原則受けなければならない。

2 特に指定して行われる再試験においては、前項に定める手続きをしなければならない。

(学生証、受験票の提示)

第6条 学期末試験の受験者は定刻までに試験室に入り、つねに学生証を机の上に置かなければならない。

2 追試験又は再試験の受験者は、前項によるほか、受験票を机の上に置かなければならない。

(遅刻及び退室)

第 7 条 受験者の遅刻は、試験開始後 30 分以内は認める。ただし、試験時間は延長しない。

2 受験者の退室は、試験開始後 40 分を経過してから許可する。

3 前 2 項については、当該学部教授会または研究科委員会の議を経て、取扱いを変更することができる。

(試験監督者)

第 8 条 試験監督者は、当該試験実施について一切の権限を有する。

2 試験監督者は、前項の権限に基づいて処置した事項について、試験終了後直ちに学部長（又はその代行者）に報告しなければならない。

3 試験監督者については、前 2 項に定めるもののほか、試験監督規程として別に定める。

(不正行為)

第 9 条 試験監督者は、試験中に不正行為を行った学生があるときには、その答案を取上げた上退室を命ずるものとする。

2 試験監督者は、試験中に受験態度不良若しくは試験監督者の注意に違反した学生があるときは、その答案を取上げた上退室を命ずることができる。

3 前 2 項の場合には、試験監督者はその試験終了後、直ちに学部長（又はその代行者）に事情を報告するものとする。

(不正行為に対する処置)

第 10 条 前条の場合には、学部長は教授会の議を経て、当該学生に対し次の各号のうち、いずれかの処置を行い、これを公示し、かつ、その学生の保証人に通知するものとする。

(1) 当該試験の属する学期末試験の一部又は全部を無効とする。

(2) 当該試験を無効とする。

付 則 (抜粋)

本細則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。なお、本細則第 8 条第 2 項、第 9 条第 3 項及び第 10 条の学部長は、大学院研究科において研究科委員長と読み替えるものとする。

新
入
生
へ

学
習

U
N
I
P
A

共
通

E
J

E
H

E
S

E
K

E
F

E
C

資
格
・
教
職

学
生
生
活

施
設

就
職
・
進
学

学
則
・
規
程

そ
の
他

問
合
せ
マ
ツ
プ

6 学生生活についての規程

(目的)

第1条 この規程は、本学学生が平和で秩序ある学生生活を営み、教育・研究の環境を適正に保つことを目的とする。

(学生に対する通知・連絡)

第2条 学生に対する通知・連絡は掲示又は電子媒体により行う。掲示又は電子媒体にて1週間掲載された通知・連絡事項は、関係ある学生全員に通知・連絡されたものとして扱う。ただし、緊急の場合は学内放送又は直接連絡により行うことがある。

(学生証)

- 第3条 学生証は入学の際交付を受け、その後は毎年4月に前年度の学生証を更新すること。また、学生は常時学生証を携帯し、本学教職員の請求があったときはいつでもこれを呈示すること。
- 2 学生証は卒業・退学・除籍の場合は直ちに返納の手続きを受けること。
 - 3 学生証を紛失したときは直ちに諸手続きを経て再交付を受けること。
 - 4 学生証は他人に貸与又は譲渡してはならない。

(保証人)

第4条 学生は、入学手続き時に父母又はこれに代わる者を保証人として届け出るものとする。保証人は原則、日本在住の者とする。保証人を変更したとき又はその住所に異動があったときは、速やかに工学部、工学部第一部、工学部第二部、未来科学部においては、学生支援センター長あてに、他の学部においては、各学部事務部長あてに届け出ること。

(現住所及び連絡先)

第5条 学生は、その現住所及び連絡先（通常連絡がとれる電話番号等）を明らかにし、現住所及び連絡先に変更があったときは、直ちに変更届を工学部、工学部第一部、工学部第二部、未来科学部においては、学生支援センター長あてに、他の学部においては、各学部事務部長あてに提出すること。

(学生による掲示)

- 第6条 学内における学生による掲示は、掲示者の責任において行うものとする。ただし、掲示の内容は、事実と相違したり、他の名誉を傷つけたりするものであってはならない。
- 2 学内における学生の掲示場所は所定の学生掲示板とする。
 - 3 掲示場所の円滑適正な運用は、学生自治会が行うものとする。

- 4 新入生オリエンテーション、学園祭等特別な行事の際は、所定の学生掲示板以外に特に工学部、工学部第一部、工学部第二部、未来科学部においては、学生支援センター長あてに、他の学部においては各学部事務部長あてに提出された学生自治会の特別掲示許可の要望に基づき、期間を定めて掲示を許可することがある。
- 5 期間を経過した掲示物は速やかに撤去しなければならない。

(学生による印刷物の発行・配布)

第7条 学生による印刷物は、その学生の責任において発行・配布するものとする。ただし、印刷物の内容は事実と相違したり、他の名誉を傷つけたりするものであってはならない。

(学生の学内集会)

第8条 学生が学内で集会しようとするときは、次の事項を記載した集会願を工学部、工学部第一部、工学部第二部、未来科学部においては、学生支援センター長あてに、他の学部においては各学部事務部長あてに提出すること。

- ア 団体名
- イ 団体の責任者の氏名
- ウ 集会の目的
- エ 集会の場所
- オ 集会の日時
- カ 参加者の人数
- キ 学外者参加団体名及び人数
- ク その他

提出期限は原則として、開催日の1週間前とする。

- 2 集会において、本学の教育研究及び業務に支障をおよぼしたり、本学の近隣に対し迷惑をおよぼしたりするような行為をしてはならない。そのような行為があるときは、集会を中止させることがある。
- 3 集会は、東京千住キャンパスにおいては22時20分、埼玉鳩山キャンパス並びに千葉ニュータウンキャンパスにおいては21時までとする。
ただし、東京千住キャンパスにおいては学生支援センター長、他のキャンパスにおいては各学部事務部長が認めた場合は、それ以外の時間を別に定める。
- 4 学内の宿泊は禁止する。ただし、特別の事情がある場合は、事前に次の事項を記載した宿泊願を工学部、工学部第一部、工学部第二部、未来科学部においては、学生支援センター長あてに、他の学部においては、各学部事務部長あてに提出し、本学の許可を受けなければならない。

又、学生の宿泊に関する必要な事項は別に定める。

- ア 団体名及び宿泊責任者の氏名
- イ 宿泊場所
- ウ 宿泊の目的
- エ 宿泊人数

オ 宿泊する学生の氏名及び連絡先

カ 宿泊する学生の保証人の連絡先

- 5 本条で認められている事項は、第 10 条で定める手続きを行っている団体に適用される。
なお、研究室における活動等教育研究に係る活動については別に定める。

(学生の学外における正課外活動)

第 9 条 学生の団体が学外において正課外活動を行おうとするときは、開始日の 1 週間前までに、所定の学外活動願を工学部、工学部第一部、工学部第二部、未来科学部においては、学生支援センター長あてに、他の学部においては、各学部事務部長あてに提出すること。

(団体の結成)

第 10 条 学生が新しく団体を設立しようとするときは、所定の用紙に会則等必要事項を記入し、責任者の署名捺印のうえ工学部、工学部第一部、工学部第二部、未来科学部においては、学生支援センター長あてに、他の学部においては、各学部事務部長あてに願い出ること。

2 団体の会則又はその他の事項を変更したときは、速やかに工学部、工学部第一部、工学部第二部、未来科学部においては、学生支援センター長あてに、他の学部においては、各学部事務部長あてに届け出ること。

3 学生の団体の継続については、毎年5月末日現在における所属学生の名簿を、工学部、工学部第一部、工学部第二部、未来科学部においては、学生支援センター長あてに、他の学部においては、各学部事務部長あてに届け出ること。

届け出のない団体については、工学部、工学部第一部、工学部第二部、未来科学部においては、学生支援センター長が、他の学部においては、各学部事務部長が解散したものとみなす。

付則（省略）

7 学生アドバイザーに関する規程

(目的)

第1条 この規程は、東京電機大学（以下「本学」という）の学生（学部）が有意義な大学生活を送るため、本学教員が、学生の在学期間中において、修学、就職指導、課外活動その他学生生活全般に関して、指導又は助言等を行う学生アドバイザーについて必要な事項を定める。

(責務)

第2条 学生アドバイザーは、学生に対し、次に関する事項について指導又は助言等を行う。

- (1) 修学に関する事項
- (2) キャリア教育、進路、就職に関する事項
- (3) 学生生活に関する事項
- (4) 奨学金に関する事項
- (5) 学生の諸手続きに関する事項
- (6) その他学生生活全般に関する事項

2 学生アドバイザーは、第1項に定める指導または助言等を円滑に行うため、週1時間のオフィスアワーを設け、自ら選定した場所に在室するものとする。

3 前項のオフィスアワー及び在室場所については、予め当該学部の学生に周知するものとする。

(委嘱)

第3条 学部長は、原則として、任期付教員及び特別専任教授を除く専任教員のうち、学科、学系から推薦された教員を学生アドバイザーとして委嘱する。

2 学部長は、委嘱した学生アドバイザーを当該学部教授会に報告する。

(任期)

第4条 学生アドバイザーの任期は、各学部において決定する。

第5条 略

(報告)

第6条 学生アドバイザーは、担当する学生と面談した結果、相談された事案に対処できないと判断した場合、学生が所属する学科長又は学系長にその内容を報告するものとする。

2 第1項の報告を受けた学科長又は学系長は適切な対応を図るとともに、必要に応じて当該学部長並びに学生支援センター長に報告するものとする。

3 学部長並びに学生支援センター長は、第2項において報告を受けた事項について、必要な措置を講ずるものとする。

新入生へ
学
習
UNIPA
共通
EJ
EH
ES
EK
EF
EC
資格・教職
学生生活
施
設
就職・進学
学則・規程
その他
問合せ・リンク

4 本条に係る者は、知り得た情報をみだりに他に漏らしてはならない。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、学生アドバイザーに関し必要な事項は、各学部、学生支援センターおよび関係部署と協議のうえ決定する。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、学生支援センター運営委員会及び学部長会の議を経て、各学部教授会の承認を経なければならない。

付則 (省略)

8 部室使用に関する内規

(目的)

第1条 この内規は、東京電機大学がその教育方針に基づき、課外活動の健全な育成、発展をはかるために学生団体に貸与する専用部室の使用に関し、必要な事項を定める。

(使用者)

第2条 部室を使用できる者は、学生生活についての規程が定める学生団体及びそれに所属する学生とする。また、部外者が、みだりに立ち入ることを禁止する。

(施設等管理者及び指導)

第3条 部室の施設等管理者は、学生支援センター長、管財部長、総合メディアセンター長、部顧問とし、部室の管理運営上の指導を行う。

2 前項に加え、埼玉鳩山キャンパスの部室においては理工学部事務部長、千葉ニュータウンキャンパスの部室においては情報環境学部事務部長も施設管理者となる。

3 施設・設備の管理上及び防災上等で必要な場合に、施設等管理者及び施設等管理者の命を受けた者が部室に立ち入ることがある。

(遵守事項)

第4条 部室を使用する者は、次の事項を遵守し、施設等管理者の指示に従わなければならない。

- (1) 本来の目的のみに使用し、通常の課外活動に必要としない物品は持込まないこと。
- (2) 施設設備の改装等を行わないこと。
- (3) 整理整頓に心掛け、特に火災・盗難の予防ならびに衛生に留意すること。
- (4) 建物内では、下駄、スパイク等を使用しないこと。
- (5) 活動上不必要な掲示を行わないこと。
- (6) 部室内で飲酒・喫煙を行わないこと。
- (7) 暖房・電灯・水道及び電話等の使用について節約に努めること。
- (8) 使用時間内といえども、教育研究に支障をきたすような活動を行わないこと。
- (9) 使用が終わったときは、火気・戸締り等を点検の上、異常のないことを確認すること。
- (10) その他学生としての良識に従って使用すること。

(使用期間)

第5条 部室を使用できる期間は1年間とし、学生生活についての規定が定める学生団体の継続手続をもって更新手続とする。新規使用については、部室の空室状況に応じて検討する。

(使用時間)

第6条 部室を使用できる時間は、東京千住キャンパスの部室においては学生支援センター、

埼玉鳩山キャンパスの部室においては理工学部事務部、千葉ニュータウンキャンパスの部室においては情報環境学部事務部において別に定める。

(使用責任)

第7条 部室を使用する者は、この内規の定めるところに従って日常これを使用し、一切の使用上の責任を負うものとする。

(破損の修理)

第8条 施設、備品等を破損、汚損等した場合は、次に掲げる施設等管理者に速やかに届け出なければならない。

- (1) 東京千住キャンパスの施設、備品等学生支援センター長
- (2) 埼玉鳩山キャンパスの施設、備品等理工学部事務部長
- (3) 千葉ニュータウンキャンパスの施設、備品等情報環境学部事務部長

2 正規の使用中で正当な行為による場合の他は、その学生団体又は個人がこれを修復又は弁償する。

(使用の禁止等)

第9条 部室を使用する者が、この内規に違反し、または施設等管理者の指示に従わないときは、部室の使用を禁止することができる。

(内規の改廃)

第10条 本内規の改廃は、学生支援センター運営委員会の議を経て、学生支援センター長が決定する。

付則 (省略)

9 特別奨学生規程

第1条（目的） この規程は、学校法人東京電機大学が設置する学校の学生及び生徒であつて、人物優秀にして学業成績良好であり、かつ、学費の支弁が困難な者に対して奨学金を給付することを目的とする。

第2条（基金） この奨学金の基金は次の各号の基金をもって構成する。

- (1) 桜井虎三郎氏の遺志により桜井家から本法人に寄贈された基金
- (2) その他の基金

第3条（奨学金） 奨学金は、前条の基金から生ずる果実をもって充当する。

2 奨学金の各校への配分は、当該年度の予算に計上して行う。

第4条（給付額） 奨学金の給付額は、各学校の学則に定める当該年度の学費の一部若しくは全額とする。

2 給付金は、学費に充当しなければならない。

第5条（奨学生の選考、決定、採用等） 奨学生は、各学校ごとに設置された奨学生選考委員会の選考を経て、学校の長がこれを決定し、採用する。

2 前項により奨学生を採用したときは、学校の長は遅滞なく理事長あて（総務部長経由）に文書をもって報告しなければならない。

第6条（奨学生の資格の喪失） 奨学生が次の各号のいずれかに該当し、奨学生として不適当と認められるにいたったときは、その資格を失うものとする。

- (1) 学則に違反して退学（除籍）、停学又はけん責等の処分を受けたとき。
- (2) 成績不良若しくは素行不良のとき。
- (3) 学校への提出書類等に虚偽の記載などを行ったとき。

2 奨学生が前項の事由によりその資格を失ったときは、既に給付した奨学金を返済させることができる。

第7条（事務） 奨学生に係る事務は各学校の奨学金担当部署が行う。

2 前項の他に、本規程実施についての必要な事務は総務部（総務担当）において行う。

第8条（実施） この規程の実施についての必要事項は別に定める。

付則（省略）

10 東京電機大学学生救済奨学金貸与規程

(目的)

第1条 この規程は、教育の機会均等の精神に基づき、経済的事由が急変したために修学に困難をきたした者に、救済奨学金を貸与し（以下貸与された者を「救済奨学生」という。）、もって学業継続の機会を与えることを目的とする。

(救済奨学資金)

第2条 この規程による救済奨学資金は、当該年度の予算の範囲内とする。

(救済奨学生の選考・決定等)

第3条 救済奨学生は、東京電機大学大学院、東京電機大学のいずれかに在籍する学生であつて、学業達成に意欲的で心身共に健康であり、かつ、主たる家計支持者の経済的事由の急変が次の各号のいずれかに該当し、学費の支弁が困難であると認められるとともに、救済奨学金の貸与により学業継続が可能であると認められる者のうちから採用する。

- (1) 失業又は事業の倒産
- (2) 被災
- (3) 長期療養
- (4) 死亡

(5) その他学費の支弁が困難であると救済奨学生選考委員会が認める事項

2 救済奨学生の採用は、救済奨学生選考委員会の選考に基づき、学長がこれを決定する。

(救済奨学金の貸与額)

第4条 東京電機大学大学院、東京電機大学工学部、工学部第一部、工学部第二部（平成17年度以前入学者）、理工学部、未来科学部における救済奨学金の貸与額は、それぞれの学則に定める半期分の学費相当額とする。

2 東京電機大学工学部第二部（平成18年度以降入学者）及び情報環境学部における救済奨学金の貸与額は、当該学期の授業料基礎額及び履修予定単位数分の従量額並びに教育充実費相当額とする。

3 救済奨学金は学費に充当しなければならない。

(採用)

第5条 救済奨学生の採用は、原則として毎年4月又は10月とし、各校における在籍期間中1回とする。

(救済奨学生の資格停止)

第6条 救済奨学生が休学したときは、救済奨学生の資格を停止する。この場合、既に貸与した救済奨学金を返還させることができる。

(救済奨学生の資格取消)

第7条 救済奨学生が次の各号のいずれかに該当し、救済奨学生として不適格と認められたときは、救済奨学生の資格を取り消す。

- (1) 退学したとき、又は除籍されたとき。
- (2) 学則に違反して処分を受けたとき。
- (3) 救済奨学生としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項により救済奨学生の資格を取り消された者は、直ちに貸与された救済奨学金の全額を返還しなければならない。

(救済奨学金の返還)

第8条 救済奨学金の返還は、元金均等割年賦返済とする。

2 救済奨学金の返還に係る手数料は、救済奨学生が負担する。

3 返還期間は、卒業又は修了あるいは満期退学した年度の翌年度から起算し5年間とする。ただし、繰り上げて返還することは差し支えない。

(利子)

第9条 貸与した救済奨学金は無利子とする。

(褒賞金の給付・返還の免除)

第10条 次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、既に貸与した救済奨学金の一部または全部を褒賞金として給付することがある。ただし、褒賞金は返還金に充当しなければならない。

- (1) 卒業あるいは修了時に優秀な成績を修めたとき。
- (2) 卒業あるいは修了時に著しい学業成果を修めたとき。

2 救済奨学生が死亡又は不具廃疾のため返還不能と認められたときは、救済奨学金の返還の一部又は全部を免除することがある。

(事務)

第11条 救済奨学生の採用等に係る事務は学生支援センターが、救済奨学金の貸付・回収等に係る事務は経理部（会計担当）がそれぞれ分掌する。

(実施)

第12条 この規程の施行についての細則その他必要事項は、別に定める。

付則（省略）

新
入
生
へ

学
習

U
N
I
P
A

共
通

E
J

E
H

E
S

E
K

E
F

E
C

資
格
・
教
職

学
生
生
活

施

設

就
職
・
進
学

学
則
・
規
程

そ
の
他

問
合
せ
マ
ッ
プ

11 東京電機大学学生支援奨学金貸与規程

第1条（目的） この規程は、東京電機大学大学院、東京電機大学のいずれかに在学する学生に支援奨学金を貸与し（以下貸与された者を「支援奨学生」という。）、もって学生の有為な自己資質向上に資することを目的とする。

第2条（支援奨学資金） この規程による支援奨学資金は、当該年度の予算の範囲内とする。

第3条（支援奨学生の推薦・決定等） 支援奨学生は、東京電機大学大学院、東京電機大学のいずれかに在学する学生であって、人物優秀にして学業成績が良好であり、かつ、次の各号のいずれかに該当する者のうちから採用する。

- (1) 本学主催の海外英語短期研修に参加する者
- (2) 自己資質向上を目的とした教育装置等を購入する者
- (3) その他自己資質向上の実現に意欲があると認められる者

2 支援奨学生は、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 休学中の者
- (2) 留学中の者
- (3) 所定修業年限を超えて在学している者

3 支援奨学生の採用は、学生支援センター長が推薦し、学長がこれを決定する。

第4条（支援奨学金の貸与額） 支援奨学金の貸与額は、30万円の範囲内で学生支援センター長が査定する。

2 支援奨学金は前条第1項の各号に定める用途に充当しなければならない。

第5条（採用） 支援奨学生の採用は、各校における在学期間中1回とする。

第6条（支援奨学生の資格停止） 支援奨学生が休学したときは、支援奨学生の資格を停止する。この場合、既に貸与した支援奨学金を返還させることができる。

第7条（支援奨学生の資格取消） 支援奨学生が次の各号のいずれかに該当し、支援奨学生として不適格と認められたときは、支援奨学生の資格を取り消す。

- (1) 退学したとき、又は除籍されたとき。
- (2) 学則に違反して処分を受けたとき。
- (3) 支援奨学生としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項により支援奨学生の資格を取り消された者は、直ちに貸与された支援奨学金の全額を返還しなければならない。

第8条（支援奨学金の返還） 支援奨学金の返還は、元金均等割年賦返済とする。

- 2 支援奨学金の返還に係る手数料は、支援奨学生が負担する。
- 3 返還期間は、卒業又は修了あるいは満期退学した年度の翌年度から起算し5年間を限度とする。ただし、在学期間中を含め年賦返済又は繰り上げて返還することは差し支えない。

第9条（利子） 貸与した支援奨学金は無利子とする。

第10条（事務） 支援奨学生の採用等に係る事務は学生支援センター（学生厚生担当）が、支援奨学金の貸付・回収等に係る事務は経理部（会計担当）がそれぞれ分掌する。

第11条（実施） この規程の施行についての細則その他必要事項は、別に定める。

付則（省略）

新入生へ
学
習
UN
IP
PA
共通
EJ
EH
ES
EK
EF
EC
資格・教職
学生生活
施
設
就職・進学
学則・規程
その他
問合せメニュー

12 東京電機大学科目等履修生規程

第1条（準拠） この規程は、東京電機大学学則第53条に拠り、本大学科目等履修生に関する事項を定める。

第2条（科目等履修生） 本大学の学生以外の者で、一又は複数の授業科目を履修することを希望する者は、本大学の教育研究に支障のない範囲内で、選考の上、授業科目の履修を許可することができる。

第3条（出願資格） 科目等履修生として出願できる者は、本大学学則第34条に該当する者とする。

第4条（出願手続） 科目等履修生として履修を希望する者は、学則に定める資格審査料（別表）を添えて、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 履修願書（別紙様式）
- (2) 履歴書（別紙様式）
- (3) 最終出身学校の卒業証明書若しくは卒業見込証明書
- (4) 最終出身学校の成績証明書
- (5) 健康診断書
- (6) その他必要と認める書類

2 科目等履修生として登録した者が5年以内に再び科目等履修生として出願をするときは、次のように取り扱う。

- (1) 資格審査料を免除する。
- (2) 前項に定める書類のうち一部については、前回提出の書類をもって充てることができる。

3 出願の手続は所定の期日までに完了しなければならない。

第5条（履修手続） 科目等履修生として履修を許可された者は、指定の期日までに別表に掲げる履修料を納入しなければならない。

- 2 履修料を納入した者には、科目等履修証を交付する。
- 3 すでに納入した科目等履修費は返還しない。

第6条（履修許可の時期） 科目等履修生の履修許可の時期は、原則として学年又は学期の始めとする。

第7条（履修期間） 科目等履修生の履修許可期間は、当該年度限りとする。又、さらに引き続き履修を希望する者は、あらためて願い出なければならない。

第8条（履修科目） 科目等履修生が履修できる科目は、正規課程の学生の教育研究に支障が

生じない科目に限る。

第9条（試験） 科目等履修生は、履修した授業科目について試験を受けることができる。

第10条（単位） 科目等履修生として試験に合格した授業科目については、その授業科目について定められた単位を与える。

第11条（単位取得証明） 科目等履修生として取得した単位については、本人の請求により、単位取得証明書を交付することができる。

第12条（特別科目等履修生） 本学との単位互換の協定に基づいて、本学学部で開設している一又は複数の授業科目の履修を許可された者を特別科目等履修生という。

2 前項に規定する特別科目等履修生については、学則及びこの規程に抵触しない限り、本学と締結した単位互換協定における取決めに従うものとする。

第13条（改正） この規程の改正は、各学部の教授会の議を経なければならない。

付則（略）

別表 資格審査料および履修料

学 部 名	資格審査料	履修料（1単位につき）	
		講義・演習科目	実験・実習科目
工 学 部	10,000 円	11,000 円	17,000 円
工学部第一部		11,000 円	17,000 円
工学部第二部		11,000 円	17,000 円
理 工 学 部		11,000 円	17,000 円
情報環境学部		16,000 円	16,000 円
未来科学部		11,000 円	17,000 円

別紙様式略

新入生へ
学 習
UNIPPA
共通
EJ
EH
ES
EK
EF
EC
資格・教職
学生生活
施 設
就職・進学
学則・規程
その他
問合せ・リンク

第9章 その他

1 東京電機大学校歌

歯切れよく 雄大に

草野心平 作詞

平岡照章 作曲

1. に ち りん は て ん に か が や き
2. て ん た い は い よ よ ち か づ き

は く う ん は ふ じ に わ き た つ と も が ら よ
め ぐ る し き じ か ん は は や し と も が ら よ

ま ゆ あ げ よ お い な る れ き し の な か で
ゆ め も て よ お い な る じ く う を め ざ し

わ れ ら あ た ら し い し ん り を つ く る ー と う き よ
わ れ ら あ た ら し い ぶ ん か を つ く る ー と う き よ

う ー で ん だ い ー わ れ ら が ー ぼ こ う ー あ
う ー で ん だ い ー わ れ ら が ー ぼ こ う ー あ

あ ー た た え ん か な そ の ー ー で ん と う ー
あ ー さ ん ぜ ん た り そ の ー ー み ら い ー

東京電機大学校歌

一、日輪は 天にかがやき
白雲は 富士に沸きたつ

朋がらよ 眉あげよ

大いなる 歴史のなかで

われら新しい 真理を創る

東京電大 われらが母校

あ、讃えん哉

その伝統

二、天体は いよよ近づき

めぐる四季 時間は早し

朋がらよ 夢もてよ

大いなる 時空をめぐし

われら新しい 文化を創る

東京電大 われらが母校

あ、燦然たり

その未来

2 東京電機大学学生歌

望月直文 作詞
田辺尚雄 作曲



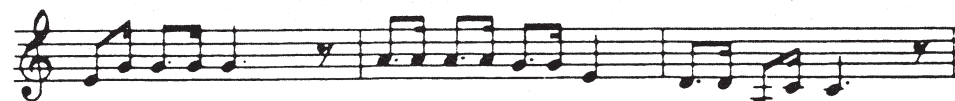
1. ミヨニッポンノ アサボラケ ジュウノ テンチココニア
2. きけたそがれの かねのこえ へいわの いのりここに
3. アアイクマンノ ハラカラヨ ワレラノ ホコリココニア



リ レイ ロ ウ フー ジ ヲー アオ ギ ツ ツ
リ あー い とー まこ とをー たた え つ つ
リ シン リ ヲー キー ワメー ワザ ヲ ネ リ



キヨキ ココロ ノー ワカウド ハ ジリツ キョーワノ
あつき ちしほ のー わかうど は つくや ひびきも
モジュール キボウ ノー ワカウド ハ イマキンテツノ



ハ タ タ カ ク ミンシュノセカイ サキガケン
おーらかに くおんのりそう くげんせん
イシカタク ブンカノハギョウ ナシトケン

東京電機大学学生歌

一、見よ日本のあさほらけ

自由の天地ここにあり

玲瓏富士を仰ぎつつ

高潔き心の若人は

自律協和の旆高く

民主の世界先駆けん

二、聞け黄昏の鐘の音

平和の祈願ここにあり

信愛と誠実をたたえつつ

熱き血潮の若人は

撞くや響もおほらかに

久遠の理想具現せん

三、ああ幾万の同胞よ

我等の誇りここにあり

真理を究め技術を練り

燃ゆる希望の若人は

今金鉄の意志かたく

文化の覇業なしとげん

3 沿 革

- 1907 (明治 40 年) 9 ・東京・神田に電機学校創立 (9 月 11 日)
- 1949 (昭和 24 年) 4 ・東京電機大学開設<工学部第一部電気工学科・電気通信工学科設置
>
- 1950 (昭和 25 年) 4 ・東京電機大学短期大学部開設<電気科第二部設置>
- 1952 (昭和 27 年) 4 ・工学部第二部開設<工学部第二部電気工学科設置>
- 1956 (昭和 31 年) 2 ・東京電機大学短期大学部を東京電機大学短期大学に名称変更
- 1958 (昭和 33 年) 4 ・東京電機大学大学院 (夜間) 開設<工学研究科電気工学専攻 (修士
課程) 設置>
- 1960 (昭和 35 年) 4 ・工学部第一部電子工学科設置
- 1961 (昭和 36 年) 4 ・工学部第一部機械工学科・応用理化学科設置
・工学部第二部電気通信工学科設置
- 1962 (昭和 37 年) 4 ・大学院工学研究科博士課程開設<電気工学専攻 (博士課程) 設置>
・工学部第二部電子工学科・機械工学科設置
- 1965 (昭和 40 年) 4 ・工学部第一部精密機械工学科・建築学科設置
- 1975 (昭和 50 年) 4 ・工学研究科電気工学専攻 (修士課程) (昼間) 設置
- 1977 (昭和 52 年) 4 ・鳩山キャンパス開設、理工学部開設<数理学科・経営工学科・建設
工学科・産業機械工学科設置>
- 1981 (昭和 56 年) 4 ・理工学研究科開設<数理学専攻 (修士課程)・システム工学専攻 (修
士課程)・建設工学専攻 (修士課程)・機械工学専攻 (修士課程) 設
置>
・総合研究所開設
- 1983 (昭和 58 年) 4 ・理工学研究科博士課程開設<応用システム工学専攻 (博士課程) 設
置>
- 1984 (昭和 59 年) 4 ・理工学研究科数理学専攻 (博士課程) 設置
- 1986 (昭和 61 年) 4 ・理工学部情報科学科、応用電子工学科設置
- 1990 (平成 2 年) 4 ・千葉ニュータウンキャンパス開設
・工学研究科情報通信工学専攻 (修士課程)・電子工学専攻 (修士課程)
設置
・理工学研究科情報科学専攻 (修士課程)・応用電子工学専攻 (修士
課程) 設置
- 1991 (平成 3 年) 4 ・工学研究科機械システム工学専攻 (修士課程)・物質工学専攻 (修
士課程) 設置
- 1992 (平成 4 年) 4 ・工学研究科情報通信工学専攻 (博士課程)・電子工学専攻 (博士課程)、
建築学専攻 (修士課程) 設置
・理工学研究科数理学専攻 (博士課程) を数理科学専攻 (博士課程)
に名称変更

新入生へ		
学		
習		
UNIPA		
共通		
EJ		
EH		
ES		
EK		
ET		
EO		
資格・教職		
学生生活		
施設		
就職・進学		
学則・規程		
その他		
問合せ・リンク		
	1993 (平成 5 年) 4	<ul style="list-style-type: none"> 工学研究科機械システム工学専攻 (博士課程)、物質工学専攻 (博士課程) 設置 工学部第一部・工学部第二部電気通信工学科を情報通信工学科、工学部第一部応用理化学科を物質工学科に名称変更
	1995 (平成 7 年) 4	<ul style="list-style-type: none"> 工学研究科建築学専攻 (博士課程) 設置
	1997 (平成 9 年) 4	<ul style="list-style-type: none"> 超電導応用研究所、建設技術研究所設立 産官学交流センター設立
	1997 (平成 9 年) 6	<ul style="list-style-type: none"> ハイテク・リサーチ・センター設立
	1999 (平成 11 年) 4	<ul style="list-style-type: none"> 理工学部数理学科を数理科学科、経営工学科を情報システム工学科、建設工学科を建設環境工学科、産業機械工学科を智能機械工学科、応用電子工学科を電子情報工学科に名称変更 フロンティア共同研究センター設立
	2000 (平成 12 年) 4	<ul style="list-style-type: none"> 理工学部生命工学科、情報社会学科設置
	2001 (平成 13 年) 4	<ul style="list-style-type: none"> 情報環境学部開設<情報環境工学科、情報環境デザイン学科設置> 大学院工学研究科機械工学専攻 (修士課程・博士課程)、精密システム工学専攻 (修士課程・博士課程) 設置
	2002 (平成 14 年) 4	<ul style="list-style-type: none"> 工学部第一部情報メディア学科設置 工学部第一部物質工学科を環境物質化学科、精密機械工学科を機械情報工学科に名称変更 理工学研究科生命工学専攻 (修士課程) 設置 理工学研究科数理科学専攻 (博士課程) を数理・情報科学専攻 (博士課程)、数理学専攻 (修士課程) を数理科学専攻 (修士課程)、システム工学専攻 (修士課程) を情報システム工学専攻 (修士課程)、機械工学専攻 (修士課程) を智能機械工学専攻 (修士課程) に名称変更
	2003 (平成 15 年) 4	<ul style="list-style-type: none"> 理工学研究科応用電子工学専攻 (修士課程) を電子情報専攻 (修士課程) に名称変更
	2004 (平成 16 年) 4	<ul style="list-style-type: none"> 情報環境学研究科 (修士課程) 開設<情報環境工学専攻 (修士課程)、情報環境デザイン学専攻 (修士課程) 設置> 工学研究科情報メディア学専攻 (修士課程・博士課程) 設置 理工学研究科情報社会学専攻 (修士課程) 設置 超電導応用研究所を先端工学研究所に名称変更
	2005 (平成 17 年) 7	<ul style="list-style-type: none"> 東京電機大学短期大学廃止 工学研究科機械システム工学専攻 (修士課程・博士課程) 廃止
	2006 (平成 18 年) 4	<ul style="list-style-type: none"> 先端科学技術研究科 (博士課程 (後期)) 開設<数理学専攻、電気電子システム工学専攻、情報通信メディア工学専攻、機械システム工学専攻、建築・建設環境工学専攻、物質生命理工学専攻、先端技術創成専攻、情報学専攻設置> (※工学研究科博士課程、理工学研究科博士課程を廃止)

- ・理工学研究科建設工学専攻（修士課程）を建設環境工学専攻（修士課程）に名称変更
 - ・情報環境学部情報環境学科設置（※情報環境学部情報環境工学科、情報環境デザイン学科学生募集停止）
- 2007（平成19年）4
- ・学園創立100周年（9月11日）
 - ・未来科学部開設<建築学科、情報メディア学科、ロボット・メカトロニクス学科設置>
 - ・工学部開設<電気電子工学科、環境化学科、機械工学科、情報通信工学科設置>（※工学部第一部電気工学科、電子工学科、環境物質化学科、機械工学科、機械情報工学科、情報通信工学科、情報メディア学科、建築学科の学生募集停止）
 - ・理工学部理工学科設置<4学系体制：サイエンス学系、情報システムデザイン学系、創造工学系、生命理工学系>（※理工学部数理科学科、情報科学科、情報システム工学科、建設環境工学科、知能機械工学科、電子情報工学科、生命工学科、情報社会学科の学生募集停止）
- 2008（平成20年）4
- ・工学部第二部電気電子工学科設置（※工学部第二部電気工学科、電子工学科の学生募集停止）
- 2009（平成21年）4
- ・未来科学研究科（修士課程）開設<建築学専攻、情報メディア学専攻、ロボット・メカトロニクス学専攻設置>
 - ・工学研究科電気電子工学専攻（修士課程）設置（※工学研究科電気工学専攻（修士課程）、電子工学専攻（修士課程）、精密システム工学専攻（修士課程）、情報メディア学専攻（修士課程）、建築学専攻（修士課程）の学生募集停止）
 - ・理工学研究科理学専攻（修士課程）、情報学専攻（修士課程）、デザイン工学専攻（修士課程）、生命理工学専攻（修士課程）設置（※理工学研究科数理科学専攻（修士課程）、情報科学専攻（修士課程）、情報システム工学専攻（修士課程）、建設環境工学専攻（修士課程）、知能機械工学専攻（修士課程）、電子情報工学専攻（修士課程）、生命工学専攻（修士課程）、情報社会学専攻（修士課程）の学生募集停止）
 - ・情報環境学研究科情報環境学専攻（修士課程）設置（※情報環境学研究科情報環境工学専攻（修士課程）、情報環境デザイン学専攻（修士課程）の学生募集停止）
 - ・理工学部理工学科学系再編<5学系体制：理学系、生命理工学系、情報システムデザイン学系、電子・機械工学系、建築・都市環境学系へ再編>
- 2010（平成22年）4
- ・工学研究科電気工学専攻（修士課程）、電子工学専攻（修士課程）の廃止
 - ・理工学研究科数理科学専攻（修士課程）、情報科学専攻（修士課程）、

情報システム工学専攻（修士課程）、建設環境工学専攻（修士課程）
知能機械工学専攻（修士課程）、生命工学専攻（修士課程）情報社
会学専攻（修士課程）の廃止

2010（平成 22 年）9 ・工学研究科情報メディア学専攻（修士課程）の廃止

2011（平成 23 年）3 ・建設技術研究所の廃止

2011（平成 23 年）4 ・工学研究科精密システム工学専攻（修士課程）、理工学研究科電子
情報工学専攻（修士課程）、情報環境学研究科情報環境デザイン学
専攻（修士課程）の廃止

・情報環境学部情報環境工学科、情報環境デザイン学科の廃止

2012（平成 24 年）4 ・東京千住キャンパス（100 周年記念キャンパス）開設（先端科学技
術研究科（東京神田キャンパス所属）、工学研究科（修士課程）、未
来科学研究科（修士課程）、工学部、工学部第二部、未来科学部が
東京神田キャンパスから東京千住キャンパスへ移転）

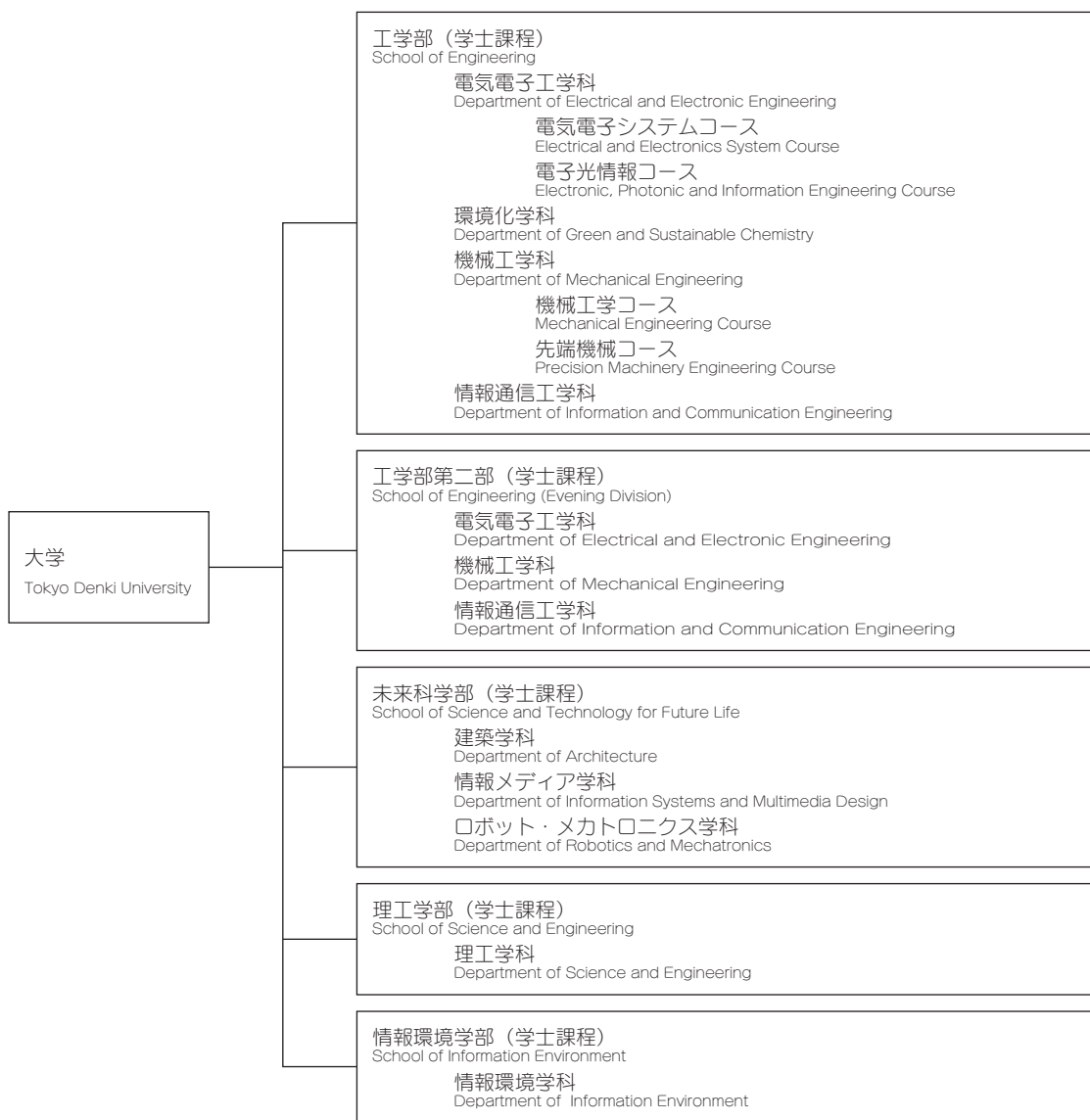
・情報環境学研究科情報環境工学専攻（修士課程）の廃止

・理工学部情報科学科、情報システム工学科、電子情報工学科、情報
社会学科の廃止

2012（平成 24 年）10 ・研究組織等の改編に伴い、研究推進社会連携センター設立

2013（平成 25 年）4 ・理工学研究科電子・機械工学専攻（修士課程）、建築・都市環境学
専攻（修士課程）設置（※理工学研究科デザイン工学専攻（修士課程）
の学生募集停止）

4 組織図



新入生へ
学
習
UN
I
P
A
共
通
E
J
E
H
E
S
E
K
E
F
E
C
資
格
・
教
職
学
生
生
活
施
設
就
職
・
進
学
学
則
・
規
程
そ
の
他
問
合
せ
マ
シ
ュ

大学院
Graduate School of
Tokyo Denki University



※ 大学院修士課程の全専攻において、昼夜開講制を実施。

6 事務取扱事項と取扱時間

部署名	取扱時間	主な事務取扱事項	備考
工学部・未来科学部事務部 2号館3階 (教務担当)	月～金 8:50～13:10 14:10～21:30 土 8:50～13:10 14:10～19:40	<ul style="list-style-type: none"> ・授業、試験、成績等に関すること ・履修登録の手続き ・教職課程の履修手続き ・成績証明書、卒業証明書等の発行 ・レポート・欠席届の受付など 	千住キャンパス 工学部 工学部第二部 証明書の申込み等は 21:30まで受け付け ます。 ※但し、土曜日は 19:40までです。 なお授業のない日 の窓口は19:00まで 入学試験やオープン キャンパスなど学 内業務により窓口の 停止や時間短縮とな ります。
学生支援センター 2号館3階 (学生厚生担当)		<ul style="list-style-type: none"> ・休学・退学・復学等の学籍手続き ・課外活動の手続き ・各種奨学金 ・学生証、学割証の発行 ・在学証明書等の発行 ・学生教育研究災害傷害保険の取扱い ・学生相談、遺失物・拾得物の取扱い ・学生の学外活動補助等の受付 	
健康相談室 (2号館3階)	8:50～13:10 14:10～21:00	<ul style="list-style-type: none"> ・定期健康診断 ・平常の健康相談 ・傷病応用処置 ・健康診断証明書の発行 	土曜日の取扱時間について は健康相談室の 入口の掲示板で確 認してください。
学生相談室	学生相談室の入口 の掲示板にて知ら せます。	<ul style="list-style-type: none"> ・学業上、生活上などの個人的な相談 ・専門家によるカウンセリング 	
2号館3階 (キャリア支援・ 就職担当)	月～金 8:50～13:10 14:10～20:00 土 8:50～13:10 14:10～17:00	<ul style="list-style-type: none"> ・キャリア支援、低学年指導 ・就職の斡旋 ・就職支援と相談 ・インターンシップ情報 ・アルバイトの紹介など 	
入試センター (1号館4階)	9:30～17:00	<ul style="list-style-type: none"> ・大学院試験に関する相談・受付 ・転学部試験（工学部第二部から昼間 学部）に関する相談・受付 	

部署名	取扱時間	主な事務取扱事項	備考
国際センター (2号館3階)	9:00～17:00	・海外語学研修を含む外国留学に関すること ・外国人留学生の受入れに関すること	
	国際センター 千住ラウンジ (1号館4階)	月～金曜日 10:00～17:00	・海外語学研修を含む外国留学に関すること ・外国人留学生の受入れに関すること ・日本人学生と留学生の交流に関する こと
経理部 (会計担当) (1号館5階)	9:00～17:00 月・金のみ 18:20まで	・学費の取扱い ・学費振込用紙の再交付 ・手数料等の収納	

取扱停止、時間変更等がある場合は各部署毎に、その都度掲示によりお知らせします。
長期休業期間は、窓口取扱時間及び証明書自動発行機の稼働時間が通常と変更になりますので、事前に掲示をご確認ください。

千葉ニュータウンキャンパスにおける工学部・工学部第一部・未来科学部学生のための事務取扱いについては、次の事項について、情報環境学部事務部で受け付けます。

部署名	取扱時間	主な事務取扱事項	
情報環境学部事務部	(教育棟1階)	9:20～16:50	[教務事項に関すること] ・授業に関すること ・レポートの受付など
		土曜日 10:00～16:00	[学生生活に関すること] ・課外活動の手続き ・遺失物・拾得物の取扱い
	健康相談室 (教育棟1階)		・傷病の応急処置 ・平常の健康相談
学生相談室 (教育棟1階)	掲示板にてお知らせします。	・学業上、生活上などの個人的な相談 ・専門家によるカウンセリング	

取扱停止、時間変更等がある場合は各部署毎に、その都度掲示によりお知らせします。

7 主な書類の提出先と証明書の申込先

願・届・証明書の取扱部署は次の通りです。

なお、証明書の発行は日数を要しますので、それぞれ取扱部署で確認して申し込んでください。

7-1 願出・届出

願・届出の名称	取扱部署	手続き・必要添付書類等
変更届	学生支援センター 2号館3階 (学生厚生担当) 取扱部署	保証人 学生証(学生) ※新旧保証人の署名・捺印を要する
		改姓(学生・保証人) 変更が分かる書類(戸籍抄本など)・学生証(学生)
		連絡先(学生・保証人) 学生証(学生)
		住所(学生・保証人) 学生証(学生)
		勤務先(学生) 学生証(学生)
学内集会願	工学部・ 未来科学部 事務部 2号館3階 (教務担当)	2週間前、学外参加者がいる場合はその名簿
学外活動願		2週間前、参加者名簿
休学願		願い用紙、(診断書等)
復学願		願い用紙、(診断書等)
退学願		願い用紙、(診断書等)
学費延納願		所定の用紙を学費納入期限日までに提出
転学部・転学科願		願い用紙
履修届		所定の期日(別途掲示) 【注】履修に関する他の願出・届出は「履修案内」を参照してください。
欠席届		医師の診断書または理由書 (1週間以上欠席の場合)
追試験願		医師の診断書または理由書 (1日のみ欠席の場合も必ず添付のこと)
科目等履修生願	願書、卒業証明書、成績証明書、健康診断書、資格審査料	
転学部試験願書 (工学部第二部から昼間学部)	入試センター 1号館4階	志願票、入学検定料払込受付証明書等
学費振込用紙再発行願	経理部(会計担当) 1号館5階	電子メールによる申請可【P184参照】

7-2 証明書

各証明書は、学生証を使って、2号館3階自動発行機から発行してください。備考欄に※印の付いているものについては、直接証明書が自動発行機から交付されます。それ以外は申請書を発行し、担当窓口へ提出してください。(紛失時や卒業後は、画面表示に従って操作してください)

証明書の名称		手数料(円)	取扱部署	備考
在学証明書	日本語	200	学生支援センター 2号館3階 (学生厚生担当)	※
	英語	700		5日後発行(土日祝除く)
	休学中	200		2日後発行(土日祝除く)
元在学証明書		500		2日後発行(土日祝除く)
通学証明書		無料		
学生証再発行		2,000		翌日発行(土日祝除く)
学生旅客運賃割引証(学割証)		無料		※
健康診断証明書		200	健康相談室	※
成績証明書	日本語	300	工学部・ 未来科学部 事務部 2号館3階 (教務担当)	※
	外国語	1,500		
卒業見込証明書	日本語	200		※
	外国語	1,200		
卒業証明書	日本語	500		
	外国語	1,200		
卒業成績証明書	日本語	500		
	外国語	2,000		
人物に関する証明書		500		在学生用
大学院進学用証明書		500		
教職免許状取得見込証明書		500		
科目等履修生単位取得証明書		1,000		
単位取得証明書		500		
電気主任技術者用証明書		2,000		
電気工事士用証明書		2,000		
JABEE コース修了証明書		500		工学部第一部電気工学科工学部電気電子工学科のJABEE コースまたはJABEE プログラム修了者のみ

新入生へ
学 習
UNIPPA
共通
EJ
EH
ES
EK
EF
EC
資格・教職
学生生活
施 設
就職・進学
学則・規程
その他
問合せ・リンク

東京千住キャンパス案内

1. 東京千住キャンパス案内について
2. 東京千住キャンパス配置図
3. 東京千住キャンパスフロア配置図
4. 教室配置図
1号館 1、2階
2号館 1 - 10階
4号館 2、3階

東京千住キャンパス案内について

東京千住キャンパスは、4つの建物と別館（東京千住アネックス）で構成されています。ここでは主に、4つの建物の「教室部分」についてのみ、ご紹介いたします。

部屋番号の表現について

教室には「部屋名称」と「部屋番号」が与えられています。
建物ごとの特質に合わせて二つの値が使い分けられています。

名称	説明、構造について
部屋名称	例：1204 セミナー室 / 2504 教室 部屋毎の名称です。 「●●研究室」、「教員室●●」、「カフェラウンジ」、「体育館等」、「1204 セミナー室」等の名称がこれに相当します。 DENDAI-UNIPA 上で表示されるのはこちらの名称です。
部屋番号	例：10204 / 20504 部屋に通しで振られている5桁の番号です。 東京千住キャンパスでは2号館を除き、部屋の入口やフロア配置図などに表示しています。1桁目＝建物番号、2桁目・3桁目＝階数、4桁目・5桁目＝同一フロア内の連番（その後にA、B等の枝番がある場合もあります）。 「10107」は1号館1階の7番目の部屋、 「11017B」は1号館10階17番目の部屋のうち、Bの部屋という意味です。

注意：部屋番号ではなく、部屋名称が表示されている場合があります。

「2301 教室」などの「教室」は4桁で表記されています。

この場合、左から1桁目＝建物番号、2桁目＝階、3桁目・4桁目＝同一フロア内の連番

実験室、実習室、ゼミ室、研究室、教員室や千葉ニュータウンキャンパスの教室等について

各号館・各フロアの壁面にあるフロア別案内図や事務部のホームページにてご確認ください。

【工学部・未来科学部ホームページ】→【学生要覧】→【建物別フロア案内】の項にある各フロアのページをご確認ください。

<http://www.soe.dendai.ac.jp/kyomu/index.html>

東京千住キャンパス配置図

【2号館】（教育棟）

- 10F 教室・学生ラウンジ
- 9F 教室
- 8F 教室
- 6F 教室
- 5F 教室
ルーフガーデン2
- 4F PC教室
- 3F 教室
講師室
工学部・
未来科学部事務部
学生支援センター
国際センター
健康・学生相談室
学生ラウンジ
- 2F 総合メディアセンター
図書館
- 1F 受付
- B1F 駐輪場

【3号館】 （厚生棟・学生会館・体育館）

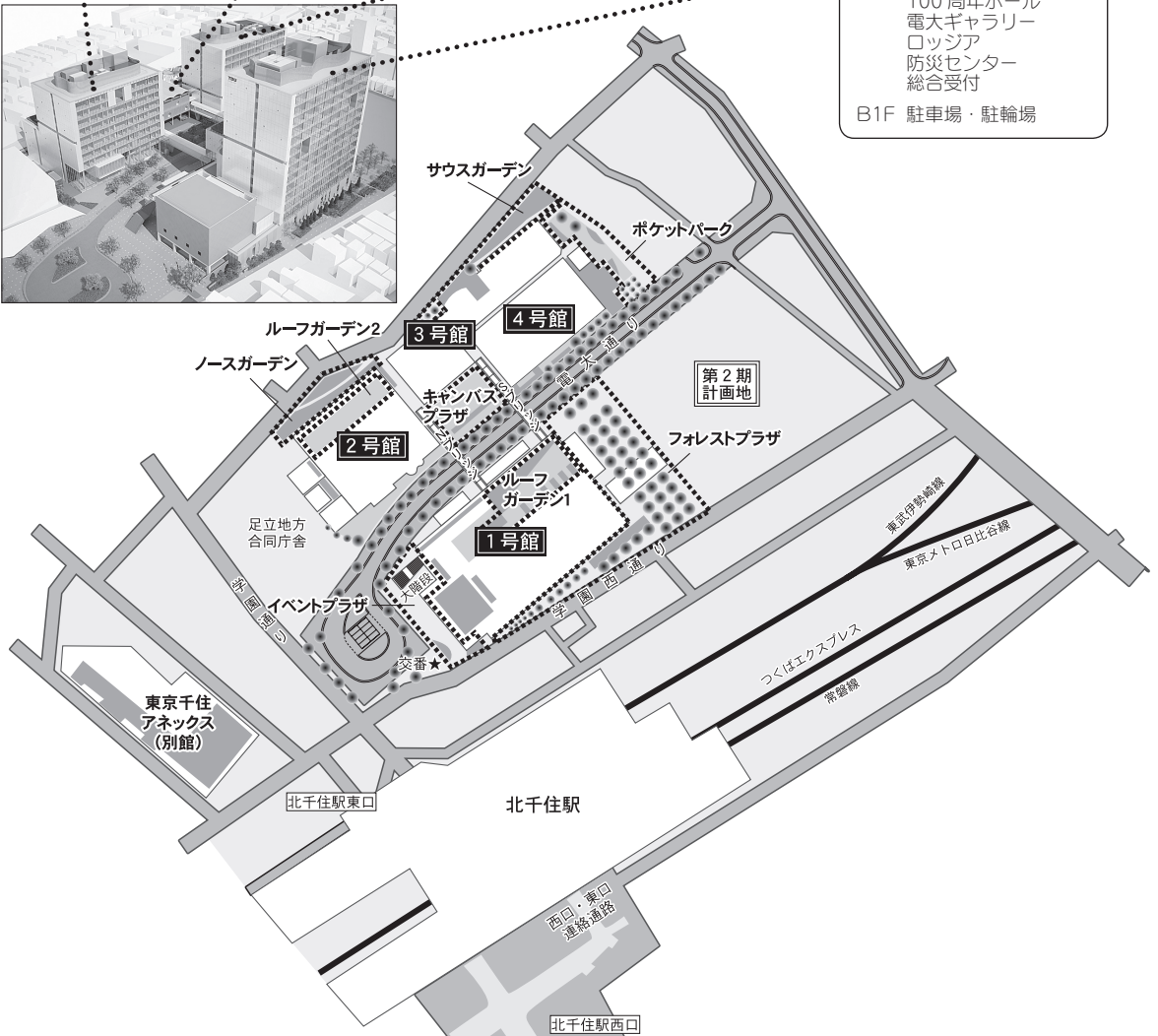
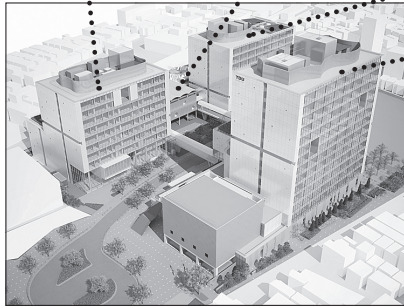
- 4F 学生部室
- 3F 学生部室
売店
学生ラウンジ
- 2F 体育館
トレーニング室
食堂
- M2F 学生部室
食堂
- B1F 武道場
学生部室
カフェ

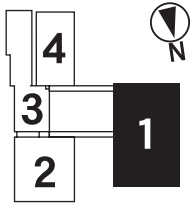
【4号館】（研究棟）

- 10F 教員室・研究室
- 9F 教員室
- 8F 教員室・研究室
- 6F 教員室・研究室
- 5F 実験室・実習室
- 4F 学習サポートセンター
教室
実験室・実習室
学生ラウンジ
- 2F 教室
実験室・実習室
学生ラウンジ
- 1F 実験室・実習室
受付

【1号館】（複合棟）

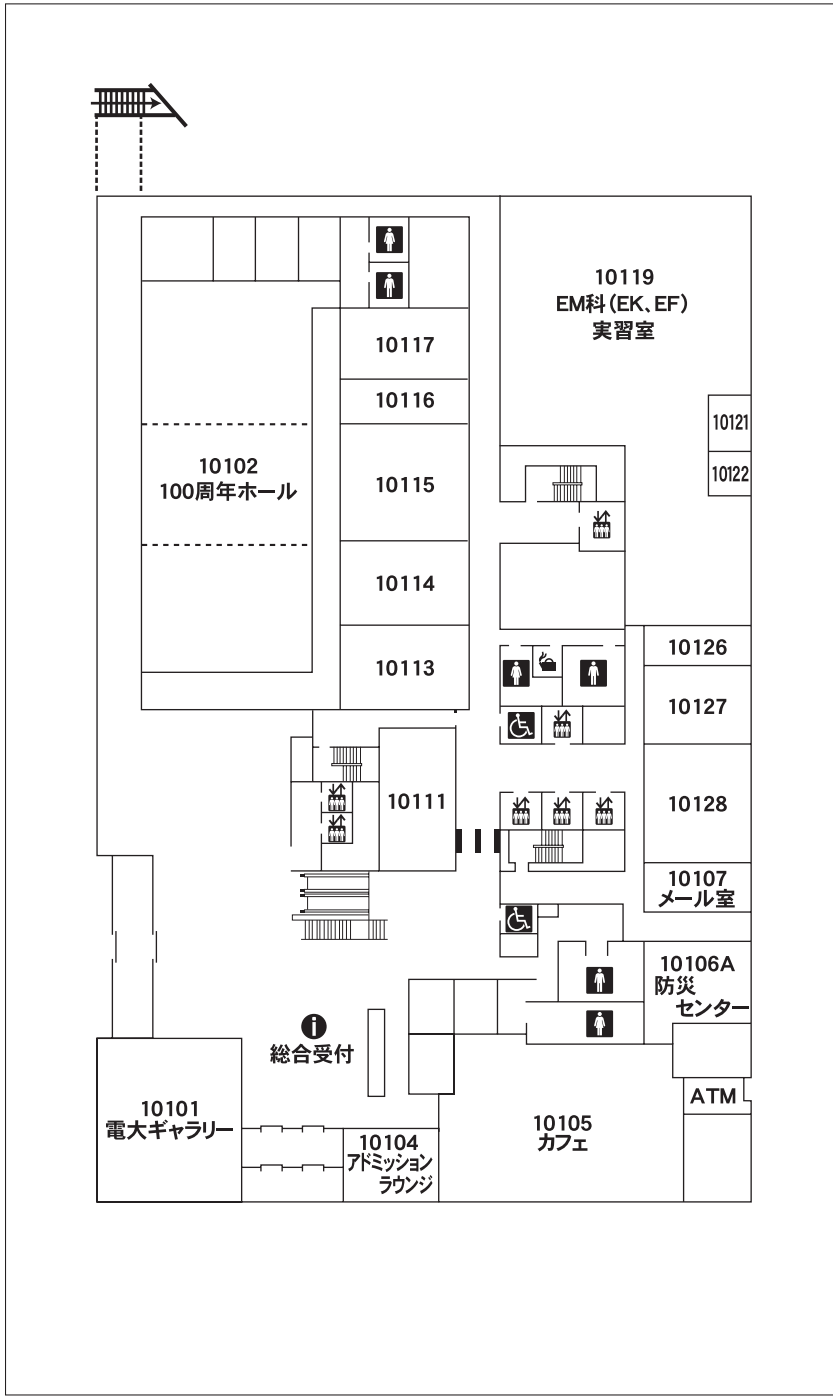
- 14F 教員室・研究室
セミナー室
- 13F 教員室・研究室
- 7F 教員室・研究室
- 6F 実験室・実習室
学生ラウンジ
ルーフガーデン
- 5F 実験室・実習室
法人本部
- 4F 実験室・実習室
セミナー室
入試センター
大学本部
- 3F 実験室・実習室
ワークショップ教室
カシオホール
- 2F 丹羽ホール
セミナー室
校友会
- 1F 実験室・実習室
カフェ
100周年ホール
電大ギャラリー
ロジック
防災センター
総合受付
- B1F 駐車場・駐輪場





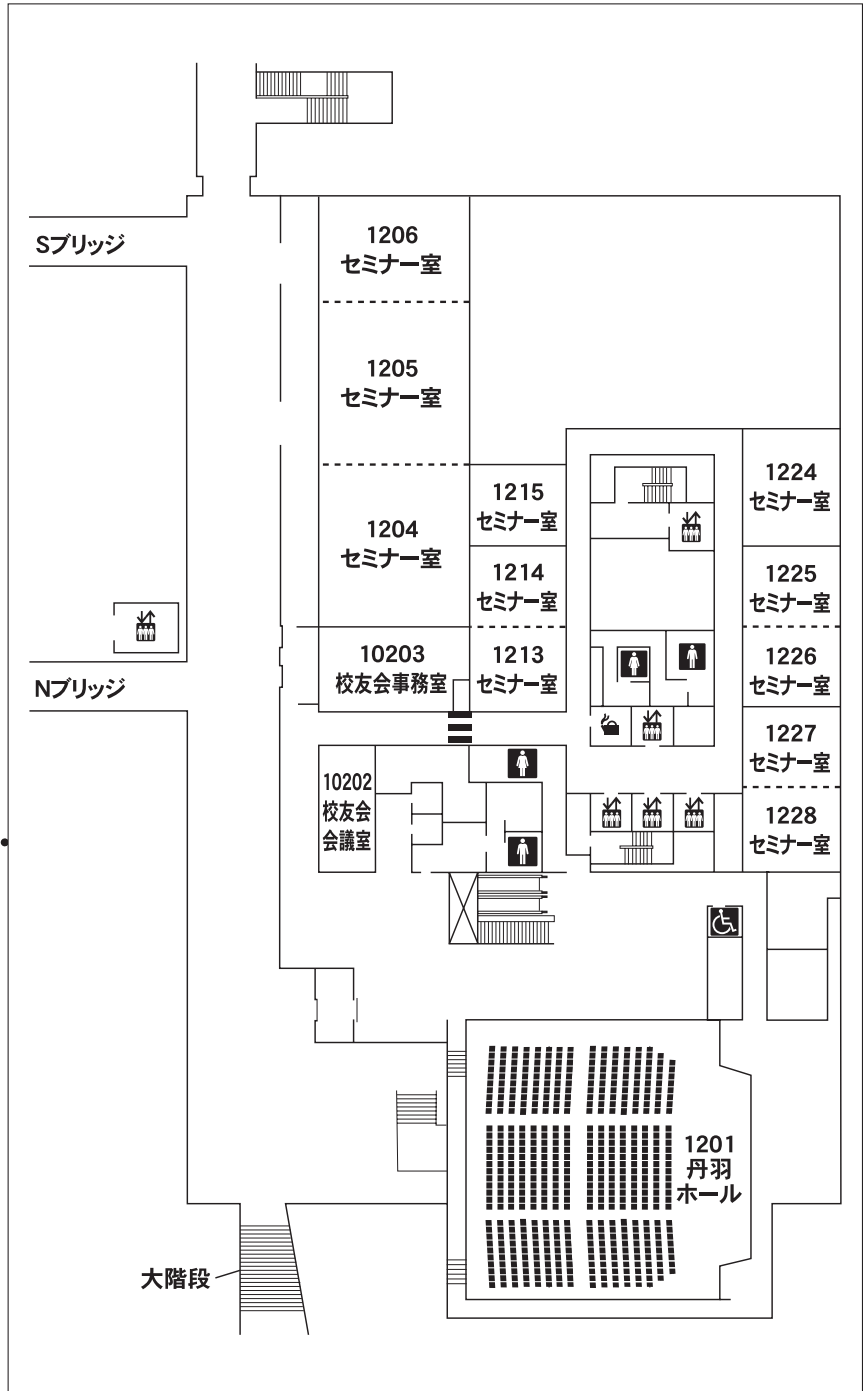
1号館 フロア案内

1階



RF	
14F	
13F	
12F	
11F	
10F	
9F	
8F	
7F	
6F	ルーフガーデン1
5F	経理部(会計)
4F	国際センター 入試センター
3F	カシオホール・ 共用会議室 他
2F	デッキ 校 友会 セミナー室
1F	交流施設 100周年ホール・カフェ
B1	

2階



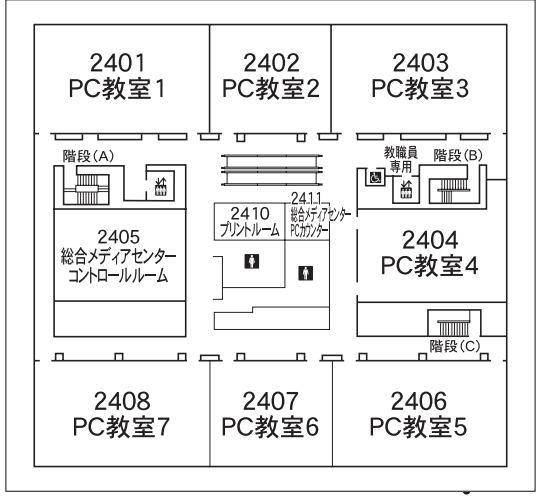
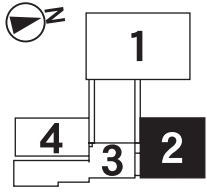
1号館

法人	教員室・研究室 (EC, FI, FR+未来共通)		
	教員室・研究室 (EE (EJ, EH))		
	教員室・研究室(EC)		
	教員室・研究室(FI)		
	教員室・研究室(FR)		
	教員室・研究室 (EM (EK))		
	教員室・研究室 (EM (EK, EF))		
	教員室・研究室(FA)		
ラウンジ	教員室・研究室・実習室 (FA+未来共通)		
	実験室・実習室(EC, FI)		
	ゼミ室	実験室・実習室 (FI, FR)	
	実験室・実習室 (EM (EK, EF), FR)		丹羽 ホール
	メディア センター	セミナー室
	実験室・実習室 (EM (EK, EF), EC)		ロジャ
駐車場他	駐輪場		

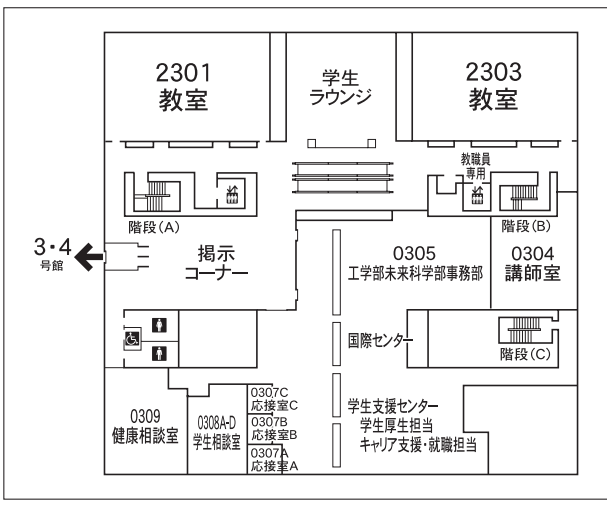
国際センター千住ラウンジ

2号館 フロア案内

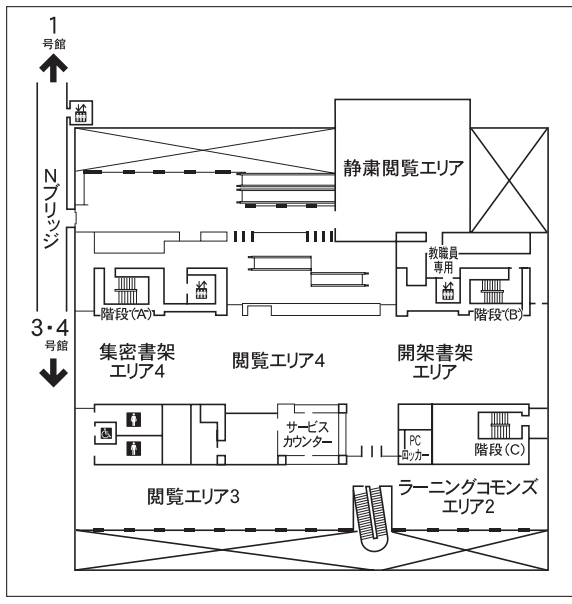
4階



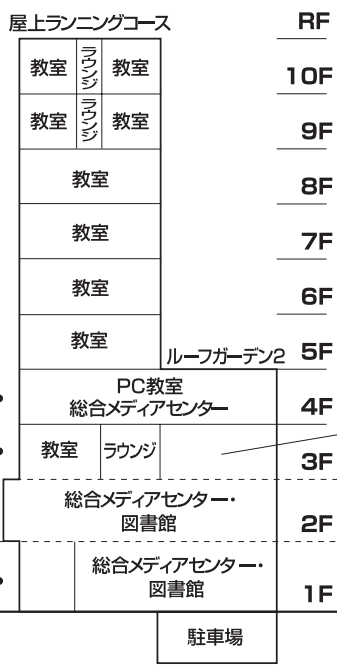
3階



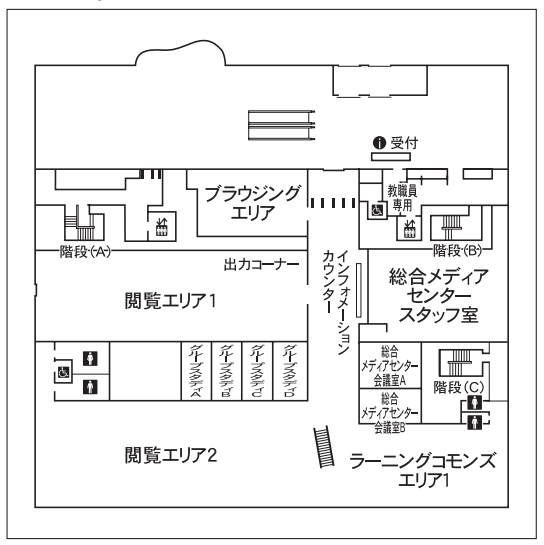
2階



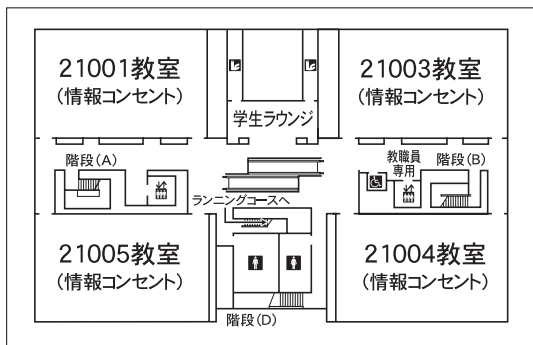
2号館



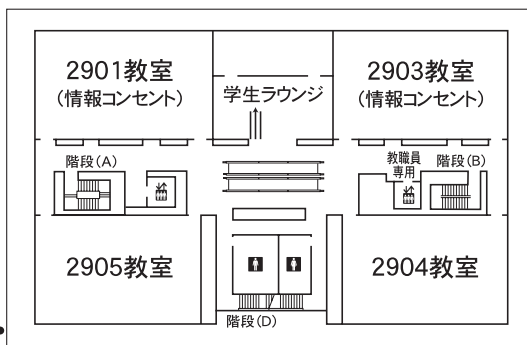
1階



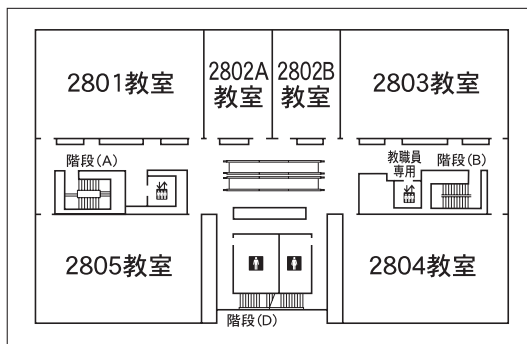
10階



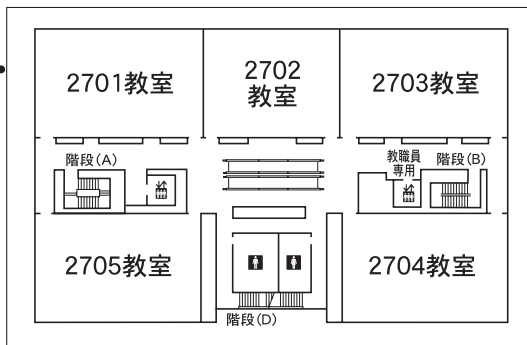
9階



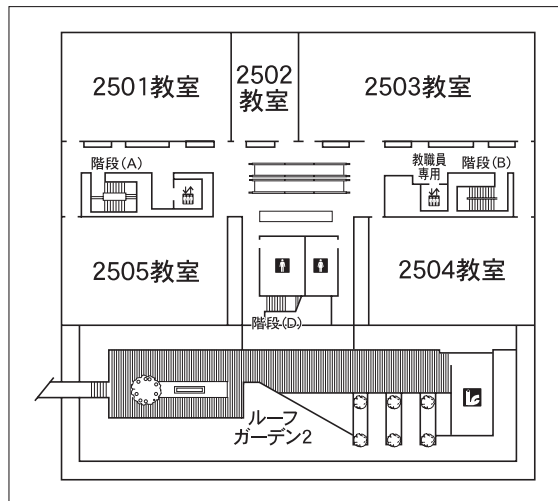
8階



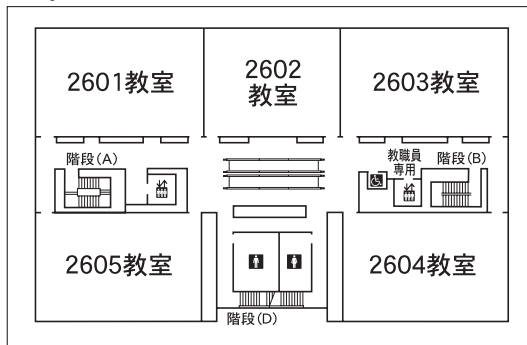
7階



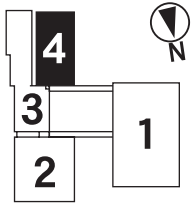
5階



6階

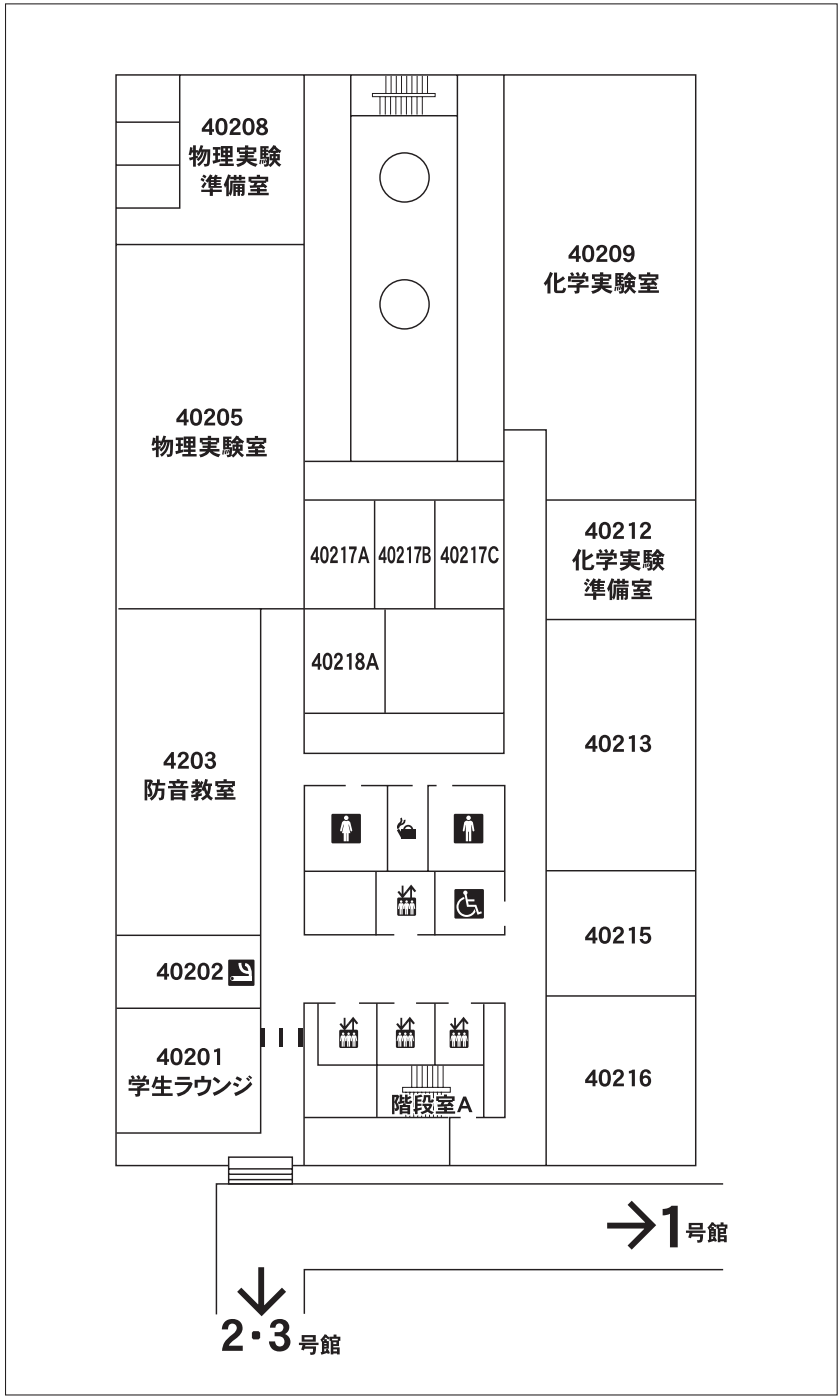


工学部・未来科学部事務部(講師室)
学生支援センター、学生厚生担当、
キャリア支援・就職担当、学生・健康相談室
国際センター、掲示コーナー



4号館 フロア案内

2階



4号館		特殊設備	ゾーン (二点鎖線枠内)	RF
共通教育 (I,b)	排気処理等設備 設置スペース			10F
共通教育 (g,f)	共通教育 (g,f,b)			9F
研究室・教員室 (EE (EJ, EH))				8F
研究室・教員室 (EE(EJ,EH),EC,EM) (EE(EJ,EH),EC,EM+他系列)				7F
研究室・教員室 (ES,共化) (ES-b,共化)				6F
実験室・実習室 (EE (EJ, EH))				5F
電気室	実験室・実習室 (EE (EJ, EH))			4F
教室	教室・学習 サポートセンター (ES+共化)			3F
教室	実験室・実習室 (ES,b,共化)			2F
防音室 学生団体	実験室・実習室 (EM(EK,EF)) ((EE(EJ,EH))+EM(HL,FA,EK,EF))			1F

3階

